

【表紙】

【提出書類】	半期報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成28年 2 月29日
【計算期間】	第13期中（自 平成27年 6 月 1 日 至 平成27年11月30日）
【ファンド名】	ダイワ・ボンド・ファンド・シリーズ - 毎月分配カナダ・ボンド・ファンド （Daiwa Bond Fund Series - Monthly Dividend Canada Bond Fund）
【発行者名】	エスエムティー・ファンド・サービシーズ（アイルランド） リミテッド （SMT Fund Services (Ireland) Limited）
【代表者の役職氏名】	取締役 田中 博光 取締役 足立 直隆
【本店の所在の場所】	アイルランド共和国、ダブリン 2、ハーコート・ロード、 ハーコート・センター、ブロック 5 （Block 5, Harcourt Centre, Harcourt Road, Dublin 2, Ireland）
【代理人の氏名又は名称】	弁護士 三浦 健
【代理人の住所又は所在地】	東京都千代田区丸の内二丁目 6 番 1 号 丸の内パークビルディング 森・濱田松本法律事務所
【事務連絡者氏名】	弁護士 三浦 健
【連絡場所】	東京都千代田区丸の内二丁目 6 番 1 号 丸の内パークビルディング 森・濱田松本法律事務所
【電話番号】	03（6212）8316
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

1【ファンドの運用状況】

エスエムティー・ファンド・サービシーズ（アイルランド）リミテッド（以下「管理会社」といいます。）が運用するダイワ・ボンド・ファンド・シリーズ - 毎月分配カナダ・ボンド・ファンド（Daiwa Bond Fund Series - Monthly Dividend Canada Bond Fund）（以下「ファンド」といいます。）の運用状況は、以下のとおりです。

（１）【投資状況】

資産別及び地域別の投資状況

（2015年12月末日現在）

資産の種類	国名	時価合計 （カナダドル）	投資比率 （％）
国債	カナダ	14,955,346.30	66.62
社債	カナダ	5,913,698.20	26.34
	アメリカ合衆国	1,046,882.00	4.66
	オーストラリア	169,302.00	0.75
	英国	152,197.50	0.68
小計		22,237,426.00	99.06
現金・その他の資産（負債控除後）		210,398.73	0.94
合計 （純資産総額）		22,447,824.73 （約1,957百万円）	100.00

（注１）投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。以下同じです。

（注２）カナダドルの円貨換算は、平成27年12月30日現在の株式会社三菱東京ＵＦＪ銀行の対顧客電信売買相場の仲値（１カナダドル＝87.18円）によります。以下同じです。

（注３）本書の中で金額および比率を表示する場合、四捨五入してあります。従って、合計の数字が一致しない場合があります。また、円貨への換算は、本書の中でそれに対応する数字につき所定の換算率で単純計算のうえ、必要な場合四捨五入してあります。従って、本書中の同一情報につき異なった円貨表示がなされている場合もあります。

投資有価証券の主要銘柄

上位30銘柄

（2015年12月末日現在）

順位	銘柄	発行地	種類	利率 (%)	償還日	保有数	取得価格 (カナダドル)	時価 (カナダドル)	投資 比率 (%)
1	Canadian Government Bond	カナダ	国債	3.50	2020/6/1	1,979,000	2,201,187.26	2,220,873.38	9.89
2	Canadian Government Bond	カナダ	国債	3.75	2019/6/1	1,945,000	2,165,420.75	2,153,406.75	9.59
3	Canadian Government Bond	カナダ	国債	2.00	2016/6/1	1,868,000	1,889,649.94	1,879,600.28	8.37
4	Canadian Government Bond	カナダ	国債	4.00	2041/6/1	1,121,000	1,416,525.22	1,519,593.97	6.77
5	Hydro-Quebec	カナダ	社債	5.00	2045/2/15	900,000	843,300.00	1,194,273.00	5.32
6	Canadian Government Bond	カナダ	国債	2.25	2025/6/1	1,035,000	1,086,769.35	1,111,538.25	4.95
7	Canadian Government Bond	カナダ	国債	2.75	2022/6/1	965,000	1,048,684.80	1,066,527.65	4.75
8	Canadian Government Bond	カナダ	国債	1.50	2017/9/1	894,000	910,676.58	908,956.62	4.05
9	Province of Ontario Canada	カナダ	国債	4.60	2039/6/2	597,000	620,038.50	731,999.61	3.26
10	Province of Ontario Canada	カナダ	国債	3.50	2043/6/2	684,000	638,572.32	716,592.60	3.19
11	Bank of Nova Scotia	カナダ	社債	2.74	2016/12/1	550,000	555,175.00	558,151.00	2.49
12	Bank of Montreal	カナダ	社債	6.17	2023/3/28	500,000	557,175.00	546,745.00	2.44
13	Province of Ontario Canada	カナダ	国債	6.20	2031/6/2	375,000	442,782.45	525,112.50	2.34
14	Province of Quebec Canada	カナダ	国債	5.00	2038/12/1	403,000	450,447.25	516,101.95	2.30
15	Canadian Government Bond	カナダ	国債	5.00	2037/6/1	284,000	414,629.62	423,162.84	1.89
16	Toronto-Dominion Bank	カナダ	社債	5.828	2023/7/9	370,000	402,977.00	405,612.50	1.81
17	Province of Quebec Canada	カナダ	国債	6.25	2032/6/1	274,000	321,588.50	387,573.00	1.73
18	Rogers Communications Inc	カナダ	社債	4.00	2022/6/6	350,000	354,084.50	371,843.50	1.66
19	Province of New Brunswick Canada	カナダ	国債	3.65	2024/6/3	300,000	329,925.00	329,670.00	1.47
20	Hydro One Inc	カナダ	社債	5.36	2036/5/20	250,000	306,800.00	299,045.00	1.33
21	Province of Nova Scotia Canada	カナダ	国債	5.80	2033/6/1	205,000	270,220.15	275,856.20	1.23
22	Canadian Imperial Bank of Commerce	カナダ	社債	2.65	2016/11/8	250,000	252,550.00	253,300.00	1.13
23	Wells Fargo Canada Corp	カナダ	社債	2.774	2017/2/9	240,000	241,303.20	244,154.40	1.09
24	Royal Bank of Canada	カナダ	社債	2.77	2018/12/11	225,000	230,107.50	232,515.00	1.04
25	American Express Canada Credit Corp	カナダ	社債	2.31	2018/3/29	225,000	219,330.00	228,856.50	1.02
26	General Motors Financial of Canada Ltd	カナダ	社債	3.08	2020/5/22	225,000	228,262.50	224,511.75	1.00
27	Suncor Energy Inc	カナダ	社債	5.39	2037/3/26	200,000	224,117.00	222,732.00	0.99
28	Goldman Sachs Group	アメリカ合衆国	社債	5.00	2018/5/3	200,000	215,244.00	214,824.00	0.96
29	GE Capital Canada Funding Co	カナダ	社債	5.73	2037/10/22	165,000	157,987.50	209,644.05	0.93
30	Bank of America Corp	アメリカ合衆国	社債	5.15	2017/5/30	200,000	216,092.00	209,222.00	0.93

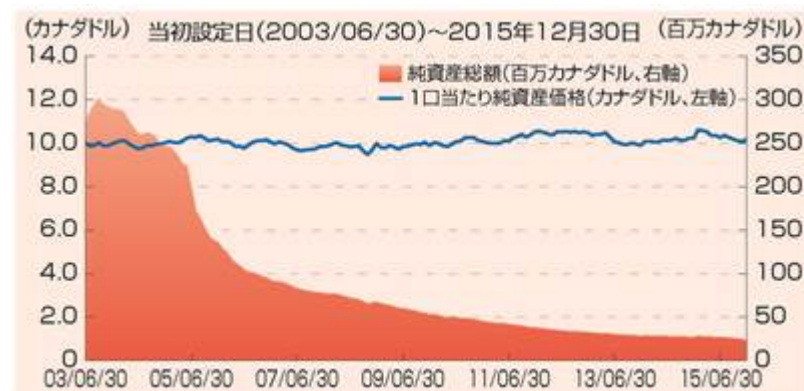
（２）【運用実績】

【純資産の推移】

2015年12月末日前一年間の各月末の純資産の推移は、以下のとおりです。

	純資産総額		１口当たり純資産価格	
	千カナダドル	百万円	カナダドル	円
2015年１月末日	27,976	2,439	10.61	925
２月末日	27,786	2,422	10.58	922
３月末日	27,486	2,396	10.52	917
４月末日	27,127	2,365	10.34	901
５月末日	26,993	2,353	10.35	902
６月末日	26,373	2,299	10.25	894
７月末日	26,464	2,307	10.36	903
８月末日	25,975	2,265	10.26	894
９月末日	25,579	2,230	10.17	887
10月末日	25,214	2,198	10.11	881
11月末日	24,514	2,137	10.08	879
12月末日	22,448	1,957	10.16	886

純資産の推移



【分配の推移】

2015年12月末日前一年間の各月の１口当たりの分配の推移は、以下のとおりです。

	分配金（１口当たり）	
	カナダドル	円
2015年 1 月	0.022	1.92
2 月	0.022	1.92
3 月	0.022	1.92
4 月	0.022	1.92
5 月	0.022	1.92
6 月	0.022	1.92
7 月	0.022	1.92
8 月	0.022	1.92
9 月	0.022	1.92
10月	0.022	1.92
11月	0.022	1.92
12月	0.022	1.92

2015年 6 月 1 日～2015年11月30日	0.132カナダドル
1 口当たり分配金 設定来累計 (2015年11月末日までの累計額)	4.190カナダドル

【収益率の推移】

下記期間における収益率は、以下のとおりです。

計算期間	収益率（注）
2015年 1 月 1 日～2015年12月31日	1.80%

計算期間	収益率（注）
2015年 6 月 1 日～2015年11月30日	- 1.33%

（注）収益率（％）＝ $100 \times (a - b) / b$

a = 当該期間最終日の１口当たり純資産価格（当該期間の分配金の合計額を加えた額）

b = 当該期間の直前の日の１口当たり純資産価格（分配落の額）

年間収益率の推移



※ 収益率(%) = $100 \times (a - b) / b$

a = 当該期間最終日の1口当たり純資産価格 + 当該期間の分配金の合計額

b = 当該期間の直前の日の1口当たり純資産価格(分配前の額)

2【販売及び買戻しの実績】

2015年12月末日前一年間における販売および買戻しの実績ならびに2015年12月末日現在の発行済口数は、以下のとおりです。

販売口数	本邦内における 販売口数	買戻し口数	本邦内における 買戻し口数	発行済口数	本邦内における 発行済口数
□ 88,160	□ 88,160	□ 514,170	□ 514,170	□ 2,209,300	□ 2,209,300

3【ファンドの経理状況】

- a．ファンドの日本語の中間財務書類は、財務報告基準第102号「英国およびアイルランド共和国で適用される財務報告基準」および財務報告基準第104号「中間財務報告」を含むアイルランドの会計基準に準拠して作成された原文の中間財務書類を翻訳したものです。これは「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」第76条第4項ただし書の規定の適用によるものです。
- b．ファンドの中間財務書類は、外国監査法人等（公認会計士法（昭和23年法律第103号）第1条の3第7項に規定する外国監査法人等をいいます。）の監査を受けていません。
- c．ファンドの原文の中間財務書類は、ユーロ、豪ドル、カナダドルまたは米ドルで表示されています。日本語の中間財務書類には、主要な金額について円貨換算が併記されています。日本円による金額は、平成27年12月30日現在における株式会社三菱東京UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値（1カナダドル＝87.18円）で換算されています。なお、千円未満の金額は四捨五入されています。

（１）【資産及び負債の状況】

ダイワ・ボンド・ファンド・シリーズ
毎月分配カナダ・ボンド・ファンド
資産・負債計算書
2015年11月30日現在

	注記	2015年11月30日		2015年 5 月31日	
		(カナダドル)	(千円)	(カナダドル)	(千円)
資産					
現金預金	5	129,730	11,310	225,018	19,617
未収債権	6	121,462	10,589	44,070	3,842
損益を通じて公正価値で測定する 金融資産	2,3	24,530,472	2,138,567	26,975,268	2,351,704
資産合計		24,781,664	2,160,465	27,244,356	2,375,163
負債					
未払債務 - 1 年以内支払期限到来	7	267,663	23,335	251,208	21,900
損益を通じて公正価値で測定する 金融負債	2,3	-	-	3	0
負債（買戻可能受益証券保有者に 帰属する純資産を除く）		267,663	23,335	251,211	21,901
買戻可能受益証券保有者に帰属する 純資産		24,514,001	2,137,131	26,993,145	2,353,262

添付の注記および投資有価証券明細表は、当財務書類の一部である。

ダイワ・ボンド・ファンド・シリーズ

毎月分配カナダ・ボンド・ファンド

運用計算書

2015年11月30日に終了した期間

	注記	2015年11月30日		2014年11月30日	
		(カナダドル)	(千円)	(カナダドル)	(千円)
収益					
預金利息	2	86	7	436	38
損益を通じて公正価値で測定する 金融資産・負債に係る純（損）益	10	(200,561)	(17,485)	780,059	68,006
（費用）／収益合計		(200,475)	(17,477)	780,495	68,044
費用					
受託会社報酬	9	7,763	677	8,259	720
販売会社報酬	9	65,970	5,751	70,207	6,121
代行協会員報酬	9	12,950	1,129	13,764	1,200
投資運用報酬	9	38,788	3,382	41,300	3,601
投資顧問報酬	9	25,901	2,258	27,529	2,400
管理事務代行報酬	9	15,525	1,353	16,519	1,440
監査報酬		8,316	725	7,833	683
法務報酬		13,123	1,144	15,857	1,382
印刷費		18,752	1,635	13,866	1,209
その他の費用		7,259	633	3,746	327
費用合計		214,347	18,687	218,880	19,082
純（費用）／収益		(414,822)	(36,164)	561,615	48,962
ファイナンス費用					
分配金	12	(334,554)	(29,166)	(357,548)	(31,171)
ファイナンス費用合計		(334,554)	(29,166)	(357,548)	(31,171)
分配後の買戻可能受益証券保有者に 帰属する純資産の増（減）		(749,376)	(65,331)	204,067	17,791

利益および損失は、専ら継続運用から生じた。

当運用計算書に表示された以外に、計上すべき損益はない。

添付の注記および投資有価証券明細表は、当財務書類の一部である。

ダイワ・ボンド・ファンド・シリーズ
 毎月分配カナダ・ボンド・ファンド
 買戻可能受益証券保有者に帰属する
 純資産の変動計算書
 2015年11月30日に終了した期間

	2015年11月30日		2014年11月30日	
	（カナダドル）	（千円）	（カナダドル）	（千円）
期首現在買戻可能受益証券保有者に 帰属する純資産	26,993,145	2,353,262	28,084,111	2,448,373
買戻可能受益証券の発行手取金	245,453	21,399	28,833	2,514
買戻可能受益証券の買戻支払金	(2,042,984)	(178,107)	(1,294,336)	(112,840)
純収益平準化（注2）	51,135	4,458	46,640	4,066
純資本平準化（注2）	16,628	1,450	65	6
分配後の買戻可能受益証券保有者に 帰属する純資産の増（減）	(749,376)	(65,331)	204,067	17,791
期末現在買戻可能受益証券保有者に 帰属する純資産	24,514,001	2,137,131	27,069,380	2,359,909

添付の注記および投資有価証券明細表は、当財務書類の一部である。

[次へ](#)

ダイワ・ボンド・ファンド・シリーズ

財務書類に対する注記

2015年11月30日

1. 一般的情報

ダイワ・ボンド・ファンド・シリーズ（以下「ファンド」という。）は、1990年ユニット・トラスト法の規定に従ってアイルランド中央銀行の認可を受けたオープンエンド・アンブレラ型ユニット・トラストとして、2002年11月7日に設定された。

信託証書は、サブ・ファンドから成り立っている当ファンドを構成する。サブ・ファンドの受益証券の発行からの手取金は、サブ・ファンドに関してファンドの記録および帳簿に適用され、サブ・ファンドに起因する資産・負債および収益・費用は信託証書の規定を課されるサブ・ファンドに適用される。各サブ・ファンドの申込金は、当該サブ・ファンドの通貨建てでなければならない。サブ・ファンドおよびその表示通貨は、毎月分配ユーロ・ボンド・ファンド（EUR：ユーロ）（以下「ユーロ・ボンド・ファンド」という。）、毎月分配オーストラリア・ボンド・ファンド（AUD：豪ドル）（以下「オーストラリア・ボンド・ファンド」という。）、毎月分配カナダ・ボンド・ファンド（CAD：カナダドル）（以下「カナダ・ボンド・ファンド」という。）および毎月分配 米国優先証券ファンド（US\$：米ドル）（以下「米国優先証券ファンド」という。）である。

ユーロ・ボンド・ファンドの主たる投資目的は、主としてヨーロッパの取引所および公認の取引所に上場されまたはそこで取引される国債、国際機関債、社債、資産担保証券を含むユーロ建債券の分散化されたポートフォリオにより構成される投資によって、長期的な資本成長を目指し、安定した態様のインカム・ゲインを追求することである。当該サブ・ファンドは、新興市場に15%を超えて投資することはしていない。

オーストラリア・ボンド・ファンドの主たる投資目的は、適度な水準のリスクの下で、高水準の利息収入を確保し安定した分配を行うと共に、信託財産の中長期的な成長を達成することにある。この目的を達成するため、主として公認の取引所に上場されている、またはそこで取引されている豪ドル建ての債券に投資を行う。当該サブ・ファンドは、新興市場に10%を超えて投資することはしていない。

カナダ・ボンド・ファンドの主たる投資目的は、主として公認の取引所に上場されまたはそこで取引される国債、国際機関債、社債、カナダの地方債、資産担保証券を含むカナダドル建債券および／または公認の取引所で取引されるカナダの国内債に投資することによって、長期的な資本成長を目指し、かつ安定した態様のインカム・ゲインを追求することである。

米国優先証券ファンドの主たる投資目的は、主として米ドル建てまたは利息・元本等の支払が米ドル建てで行われる優先証券のポートフォリオに投資することによって、第一に高水準のインカム収益の提供を、第二に信託財産の成長を追求することである。

オーストラリア・ボンド・ファンドおよびユーロ・ボンド・ファンドは、2002年12月19日に運用を開始した。カナダ・ボンド・ファンドは2003年6月30日に運用を開始し、米国優先証券ファンドは2003年9月30日に運用を開始した。

2014年7月22日付で、エスエムティー・ファンド・サービシーズ（アイルランド）リミテッド（以下「管理会社」という。）は、欧州連合（EU）のオルタナティブ投資ファンド運用会社に関する通達（以下「AIFMD」という。）に従ってオルタナティブ投資ファンド運用会社（AIFM）として登録された。AIFMDの主な目的の一つは、管理会社およびオルタナティブ投資ファンド（以下「AIF」という。）の活動を取り巻く透明性を向上させることである。

米国優先証券ファンドの受益証券は、2003年12月9日にアイルランド証券取引所に上場された。

2. 主要な会計方針

サブ・ファンドが採用している重要な会計方針は、以下のとおりである。

作成の基準

ファンドの財務書類は、財務報告基準第102号（以下「FRS102」という。）「英国およびアイルランド共和国で適用される財務報告基準」および財務報告基準第104号（以下「FRS104」という。）「中間財務報告」を含むアイルランドの会計基準に準拠して作成されている。ファンドがFRS102およびFRS104に基づいて実績を表示するのは今回が初度である。アイルランドGAAPに基づく最後の財務書類は、2015年5月31日に終了した年度に対してであった。FRS102およびFRS104への移行日は、2015年6月1日であった。FRS102およびFRS104への移行により、ファンドの報告された財政状態または財務実績のいずれにも、従前に表示されたものと比較して変更はなかった。冒頭の2015年5月31日または2015年11月30日現在の資産・負債計算書に表示された資本に対する調整は行われなかった。

サブ・ファンドは、キャッシュ・フロー計算書を作成しないというFRS102「キャッシュ・フロー計算書」に従う一部のオープンエンド型投資信託に適用可能な免除規定を享受している。

かかる見積りならびに付随する判断は、過去の経験およびその状況下で合理的と考えられる様々なその他の要因に基づくものであり、これらの結果は他の情報源からは即時に判定しえない資産および負債の簿価についての判断の基礎となる。実際の結果はこれらの見積りと異なることがある。

損益を通じて公正価値で測定する金融資産および負債

このカテゴリーは、二つのサブ・カテゴリーを有する。すなわち、取引用に保有される金融資産および負債ならびに開始時に損益を通じて公正価値で測定する経営陣が指定する金融資産および負債である。

取引用に保有される金融商品（「取引用証券」）は、価格もしくはディーラー・マージンの一時的な変動からの利益を得るために取得される証券であるか、または短期利益取得の方向性が存在するポートフォリオに含まれている証券である。

先渡しおよび先物のようなデリバティブも、取引用に保有されると分類される。すべてのデリバティブは、サブ・ファンドの未収金の場合には資産に、サブ・ファンドの未払金の場合には負債に計上される。デリバティブの公正価額の増減は、運用計算書に計上される。

活発な市場で取引される金融商品の公正価額は、期末現在の取引相場価格に基づいている。サブ・ファンドが保有する金融資産・負債に関して使われる取引相場価格は、現在の売呼値である。損益を通じて公正価値で測定する金融資産・負債のカテゴリーの公正価値における変動から生じる損益は、損益が発生する期間の運用計算書に計上される。損益を通じて公正価値で測定する金融資産・負債には、最後の利払日以降に投資証券で稼得した利息および投資に係る受取配当金が含まれる。

サブ・ファンドの取引用証券は、取引日に会計処理され、取得時の公正価額で記帳される。取引費用は、発生時に費用計上され、損益を通じて公正価値で測定する金融資産および負債の純利益の部分として運用計算書に計上される。2015年11月30日に終了した期間の取引用金融商品からの損益はすべて、運用計算書に計上される。

公正価額の見積りは、市況および金融商品に関する情報に基づき、将来の特定時点で行われる。この見積額は性質上主観的であり不確実性を伴い、重要な判断の材料を、それゆえ正確に決定できない。仮定の変更は、見積りに著しく影響を及ぼす可能性があり、その差異は重大となることがある。

外貨

サブ・ファンドの財務書類に計上されている勘定科目は、サブ・ファンドが運用を行う主要な経済環境の通貨（「機能通貨」）を用いて計算される。機能通貨は、ユーロ・ボンド・ファンドに関してはユーロ（「EUR」）、オーストラリア・ボンド・ファンドに関しては豪ドル（「AUD」）、カナダ・ボンド・ファンドに関してはカナダドル（「CAD」）および米国優先証券ファンドに関しては米ドル（「US\$」）である。証券取引は、当該取引日に財務書類に記帳され、取引日の営業終了時の実勢為替レートで機能通貨に換算される。外貨建ての資産および負債は、期末現在の為替レートでサブ・ファンドの機能通貨に換算される。取引活動から生じる外貨利益または損失は、運用計算書に計上される。

収益

受取配当金は、配当落ち日基準で被る還付されない源泉税込みで計上される。受取利息は、還付されない源泉税込みの実効利率法により会計処理される。証券のディスカウントおよびプレミアムは、当該証券の継続期間にわたり比例的に償却されるか付加される。債券収益は、年率を用いて計算される。

費用

費用は、発生基準により会計処理される。

純収益／（費用）および純資本の平準化

ファンドは、受益証券の分配金の支払水準が分配期間中にかかる受益証券の発行および買戻しによって影響を受けないことを確実にすることを企図して、各サブ・ファンドで平準化の会計処理を維持している。受益証券の募集価格は、それゆえサブ・ファンドの純未収収益および純利益／（損失）を参照して計算される平準化支払額を含むものと考えられ、受益証券に関する最初の分配金にはたいていかかる平準化支払額と同等の元本の支払いが含まれる。各受益証券の買戻価格にはまた、買戻日までのサブ・ファンドの純未収収益および純利益／（損失）に関する平準化支払額が含まれる。

買戻可能受益証券1口当たり純資産価格（「NAV」）

買戻可能受益証券は、受益者の選択により買戻可能であり、金融負債として分類される。買戻可能受益証券1口当たりNAVは、サブ・ファンドの買戻可能受益証券保有者に帰属する純資産総額を発行済買戻可能受益証券口数で除することによって計算される。すべての買戻可能受益証券は、この価格で発行され買戻される。受益証券は、管理会社が買戻請求書を受領しかつ受け付ける取引日に買い戻される。

財務実施報告

財務書類の形式および一定の用語は、FRS3「財務実施報告」に記述あるものから採用されている。管理会社の意見では、それらは投資信託としての各サブ・ファンド事業の性質をより適切に反映している。

キャッシュ・フロー計算書

サブ・ファンドは、キャッシュ・フロー計算書を作成しないというFRS102セクション7.1Aに従うオープンエンド型投資信託に適用可能な免除規定を享受している。

３．損益を通じて公正価値で測定する金融資産・負債

2015年11月30日	EUR	AUD	CAD	US\$
損益を通じて公正価値で測定する金融資産				
取引用に保有：				
- 債務証券	5,222,060	54,107,568	24,213,254	5,244,080
- 優先証券	-	-	-	21,178,073
- 投資有価証券配当金	-	-	-	38,273
- 投資有価証券発生利息	73,652	540,872	317,218	246,645
- 先渡為替契約	260	-	-	-
損益を通じて公正価値で測定する金融資産合計	5,295,972	54,648,440	24,530,472	26,707,071

損益を通じて公正価値で測定する金融負債

取引用に保有：				
- 先渡為替契約	866	-	-	12
損益を通じて公正価値で測定する金融負債合計	866	-	-	12

2015年5月31日	EUR	AUD	CAD	US\$
損益を通じて公正価値で測定する金融資産				
取引用に保有：				
- 債務証券	5,380,466	58,591,066	26,598,386	15,720,882
- 優先証券	-	-	-	13,918,201
- 投資有価証券配当金	-	-	-	38,273
- 投資有価証券発生利息	68,657	604,941	376,882	273,050
損益を通じて公正価値で測定する金融資産合計	5,449,123	59,196,007	26,975,268	29,950,406

損益を通じて公正価値で測定する金融負債

取引用に保有：				
- 先渡為替契約	377	-	3	2
損益を通じて公正価値で測定する金融負債合計	377	-	3	2

以下の表は、公正価値で認識される金融商品を表示し、以下に基づく公正価値で分析されている。

- ・ 活発な市場における同一の商品に関する取引値（レベルＡ）、
- ・ 同一の商品に関する直近の取引価格（レベルＢ）、
- ・ 観測可能な市場データを使用する評価技法（レベルＣ）、および
- ・ 観測不能な市場データを使用する評価技法（レベルＣ）。

ユーロ・ボンド・ファンド

2015年11月30日	レベルＡ EUR	レベルＢ EUR	レベルＣ EUR	合計 EUR
損益を通じて公正価値で測定する金融資産				
取引用に保有される金融資産				
債務証券	-	-	5,222,060	5,222,060
先渡為替契約	-	-	260	260
	-	-	5,222,320	5,222,320
損益を通じて公正価値で測定する金融負債				
取引用に保有される金融負債				
先渡為替契約	-	-	866	866

	-	-	866	866
2015年5月31日	レベルA	レベルB	レベルC	合計
	EUR	EUR	EUR	EUR
損益を通じて公正価値で測定する金融資産				
取引用に保有される金融資産				
債務証券	-	-	5,380,466	5,380,466
	-	-	5,380,466	5,380,466
損益を通じて公正価値で測定する金融負債				
取引用に保有される金融負債				
先渡為替契約	-	-	377	377
	-	-	377	377
オーストラリア・ボンド・ファンド				
2015年11月30日	レベルA	レベルB	レベルC	合計
	AUD	AUD	AUD	AUD
損益を通じて公正価値で測定する金融資産				
取引用に保有される金融資産				
債務証券	-	-	54,107,568	54,107,568
	-	-	54,107,568	54,107,568
2015年5月31日	レベルA	レベルB	レベルC	合計
	AUD	AUD	AUD	AUD
損益を通じて公正価値で測定する金融資産				
取引用に保有される金融資産				
債務証券	-	-	58,591,066	58,591,066
	-	-	58,591,066	58,591,066

カナダ・ボンド・ファンド

2015年11月30日

レベルA	レベルB	レベルC	合計
C A D	C A D	C A D	C A D

損益を通じて公正価値で測定する金融資産

取引用に保有される金融資産

債務証券

-	-	24,213,254	24,213,254
-	-	24,213,254	24,213,254

2015年5月31日

レベルA	レベルB	レベルC	合計
C A D	C A D	C A D	C A D

損益を通じて公正価値で測定する金融資産

取引用に保有される金融資産

債務証券

-	-	26,598,386	26,598,386
-	-	26,598,386	26,598,386

損益を通じて公正価値で測定する金融負債

取引用に保有される金融負債

先渡為替契約

-	-	3	3
-	-	3	3

米国優先証券ファンド

2015年11月30日

レベルA	レベルB	レベルC	合計
U S \$	U S \$	U S \$	U S \$

損益を通じて公正価値で測定する金融資産

取引用に保有される金融資産

債務証券

5,244,080

21,178,073

優先証券

-	-	26,422,153	26,422,153
---	---	------------	------------

損益を通じて公正価値で測定する金融負債

取引用に保有される金融負債

先渡為替契約

-	-	12	12
-	-	12	12

2015年5月31日

レベルA	レベルB	レベルC	合計
U S \$	U S \$	U S \$	U S \$

損益を通じて公正価値で測定する金融資産

取引用に保有される金融資産

債務証券

15,720,882

13,918,201

優先証券

-	-	29,639,083	29,639,083
---	---	------------	------------

損益を通じて公正価値で測定する金融負債

取引用に保有される金融負債

先渡為替契約

-	-	2	2
-	-	2	2

4. リスク要因

サブ・ファンドの金融商品から発生する主要リスクは、以下のように要約される。

米国優先証券ファンド

下記に、いくつかの重要なリスク・タイプならびにブラックロック・インベストメント・マネジメント・エルエルシー（以下「ブラックロック」という。）がかかる特別リスクの査定、モニターおよび管理を実行しているプロセスの概略を記載する。

市場リスク

市場リスクは、証券、デリバティブまたはデリバティブが関係する裏付資産、参照金利もしくは指数に対する市場の不利な変動（資産価格、ボラティリティ、イールドカーブの変化、推定オプション・ボラティリティまたはその他の市場変数を含む。）に係るリスクを示す。かかるリスクは、金融商品またはその派生商品（デリバティブ）を保有することにより発生し、金融商品または市場の価格変動に対するリスク負担を生じる。

以下の特別プロセスが、市場リスクをコントロールし投機を禁止するため実施される。

- ・ デリバティブが全額払込済エクスポージャー・ベースで組入れられている場合、サブ・ファンドの市場リスクはブラックロックが査定する。オプションまたはオプション関連デリバティブが利用される場合、エクスポージャー（リスク負担）はデルタ加重ベースで決定される。
- ・ ポートフォリオのギアリングに関する制限が実施される（すなわち、市場エクスポージャーのレベルが、サブ・ファンドの市場価格を超える場合）。デリバティブは、サブ・ファンドの投資ガイドラインにより課されたギアリング／借入制限を回避する目的で利用することはできない。
- ・ ある資産クラスに対するサブ・ファンドの純エクスポージャー（デリバティブ商品のデルタ加重エクスポージャーを含む。）は、サブ・ファンドの投資ガイドラインにより制限される。
- ・ エクスポージャーを得るためデリバティブ・ポジションを利用する場合、サブ・ファンドは、純デリバティブ・ポジションから発生し得る債務を弁済するため十分な現金または妥当な同等流動資産を保有する。エクスポージャーを除くためデリバティブ・ポジションを利用する場合、サブ・ファンドは、合理的なヘッジであるとみなされる資産を保有する。

ポートフォリオの構築は、総合的リスク・コントロールの枠組みの中で行われる。適切な場合、投資監督者またはシニア・ファンド・マネジャーは、ベンチマーク（B o f A メリルリンチ・ハイブリッド・プリファード・セキュリティーズ・インデックス）と対照して達成済のサブ・ファンドの運用成績および実績目標を定期的に監視し精査する。関係する場合、かかる者はまた、社内およびチームの目標と一致させるため資産配分およびセクター戦略の再検討も行う。

サブ・ファンドについて、定期的に投資の見直しが実施される。リスク報告は、バーラ・イージス、ファクトセット・ポートフォリオ分析、リッパー・ハインドサイトおよびS & Pマイクロパル等のシステム、ならびに多くのブラックロック社内開発による分析ツールから得た（ただし、これらに限定されない）情報および分析を利用する。

ブラックロック独自の定量リスク管理分析技術は、すべてのセクター、個別ポートフォリオおよび証券ならびに指数および特製ベンチマークのリスク特性（金利、イールドカーブ、キャッシュフロー、信用および流動性リスクを含む。）のモデルを作り出す。日々更新され、広範囲にわたるリスク基準には、デュレーション、スワップ・スプレッド・デュレーション、主要金利デュレーション、凸性、オプション調整後デュレーション、売買スプレッドおよびボラティリティを含む。また独自の分析システムは、購入前に各取引のリバースエンジニアリング（逆行分析）をブラックロックが行うことを可能にする。証券（およびポートフォリオ）は、「もし～だったらどうなるか」というシナリオの主題とされ、金利の変動が有効デュレーションおよび証券とポートフォリオのキャッシュフローに及ぼす影響が識別される。この種の分析は、各証券およびそのパラメータ上の特性についての完全な理解を提供し、しばしば他の分析手法では明白にならないと思われる、価値に影響する証券の構造的特徴を明らかにする。

想定最大損失額（「V a R」）は、ブラックロックがポートフォリオ全体のリスクを測定するため利用するツールの一つである。ブラックロックのV a Rの数値は、以下の二通りに解釈され得る。

- 1）「予想」最悪損失 - 1年間に、ポートフォリオがそのドル建てV a Rを超えない損失を負う確率は95%である。
- 2）定期的発生事象 - 20年に1度、ポートフォリオは、V a Rを上回るかまたはV a Rに等しい損失を被ることになる。

サブ・ファンドの投資ガイドラインには、具体的なV a R制限の概略を記載していない。しかし、ブラックロックのリスク・定量分析（「R Q A」）グループは、毎日、毎週および毎月、サブ・ファンドのリスクを監視している。サブ・ファンドのパラメータ上のリスクが、類似の投資指図に従う他のファンドと著しく異なっている場合、R Q Aグループは、投資運用会社に対し、リスクを軽減するため原因を見極めるよう注意を促す。

V a Rに対するブラックロック手法の基礎的要素は、主要レート・デュレーション、主要構成要素分析およびシナリオ分析である。ブラックロックは、イールドカーブ上の異なる11地点に対するポートフォリオの感応度を測定する主要レート・デュレーション手法を利用する。主要レート・デュレーションは、平行地点のイールドカーブの変化を部分的イールドカーブの変化に分解する。主要構成要素は見落とされている要因であり、金利の過去の変動の「大部分」を説明している。主要レート・デュレーション、主要構成要素分析およびシナリオ分析は、V a Rに関するすべての業務においてブラックロックにより利用される。

V a R - シミュレーション（ファット・テール、非線形ならびに非対称利得）

ブラックロック・ソリューションズ（B R S）は、パラメータ上のモデル、グリッド・モンテカルロ・シミュレーションおよび過去シミュレーションを含む、複数の市場におけるスタンダードであるポートフォリオ・リターン・ボラティリティならびにV a Rモデルを提供する。主要金利デューレーションによる分散／共分散ベースの強化されたデルタ標準モデルは、線形のポートフォリオに対して採用される。グリッド・モンテカルロは、通常、非線形のリスク特性を持つポートフォリオに対して用いられる。ハイブリッド・シミュレーション／分析モデル、包括的V a Rは、大規模かつグローバルなポートフォリオに対して信頼性があり、線形および非線形の両方のリスク特性を収集する。

パラメータ上のV a R

B R Sは、グローバルなリスク要因を収集するパラメータ上のポートフォリオ・リターン・ボラティリティならびにV a Rモデルを提供する。かかる画一的アプローチは、市場リスク要因の変動に対するポートフォリオ感応度が、部分的デューレーションにより近似されることがあると仮定する。かかるモデルは、すべてのキャッシュ・フローを明確に評価し、ポートフォリオ感応度を得るために主要金利デューレーションに依存する。分散／共分散行列は、2年の指数（または均一）加重データに基づく。下落による損失の可能性（例：V a Rでは95％）ならびに一標準偏差における予想リスク／リターンは、ポートフォリオ、ベンチマークに対して積極的に報告されることがある（例：ギャップ）。

B R Sの目的は、世界で最も評判の高い投資マネージャーおよびリスクマネージャーになること、ならびにすべての市場サイクルにおいて顧客から高く評価されるパートナーになることである。B R Sの責務は、優れた製品およびサービスを引渡すことによって顧客に対して価値を生み出すことである。B R Sは、最高水準の倫理基準を保ち、最高の完全性を持って運用を行っている。これらがB R Sの文化を定義する本質的価値である。

これらの目的を鑑みて、B R Sはそのシステムおよびリサーチ能力を高め、変化する市場環境および顧客のニーズに合致するよう新製品を開発し、かつ、顧客が市場の出来事に対してより理解を深め、対処することができるよう情報および市場の動向を提供することにより、既存製品の改善に継続的に取り組んでいる。

ブラックロックのV a R分析システムにより、ボラティリティ、デューレーションおよびセクター配分をブラックロックが個別に詳細にモニタリングし、サブ・ファンドが負っている特別リスクをブラックロックが識別し定量化することができる。

2015年11月30日のサブ・ファンドのポートフォリオの相対V a R（ボラティリティ、デューレーションおよびセクター配分を含む各要素からのリスク寄与の合計）は、1年間でベンチマーク（B o f A メリルリンチ・ハイブリッド・プリファード・セキュリティーズ・インデックス）の3.70%であった（2015年5月31日：1.86％）。

サブ・ファンドの市場リスク・エクスポージャーは、投資有価証券明細表に記載される有価証券を言及している。

金利リスク

金利は、国際金融市場の需要と供給の要因により決定され、かかる市場は、マクロ経済的要因、投機および中央銀行と政府の介入によって影響を受ける。短期ないし長期の金利の変動は、サブ・ファンドの純資産額に影響を及ぼすことがある。金利リスクは、金利レベル、イールドカーブの勾配、イールドカーブの形状またはその他の金利関連事項の変動から生じるリスクである。

金利リスクがサブ・ファンドの投資目標内で取引されているか（主に、デューレーション・リスクの制約内で定められる。）は、アラジンのコンプライアンス部門のモニター・システムにより監視され、例外について、日々、ファンド・マネージャー、アカウント・マネージャー、ブラックロックの法務・コンプライアンス部門に報告される。

金利エクスポージャー報告書は、ファンド運用チームに定期的に提供される。金利エクスポージャーの提示方法として、ベンチマークであるB o f A メリルリンチ・ハイブリッド・プリファード・セキュリティーズ・インデックスからの偏差が、デューレーション別に、満期バケット、通貨、セクターまたは格付毎に詳述される。一定の状況において、エクスポージャーはまたモデル・ポートフォリオとも比較され、モデルからの偏差が強調される。

2015年11月30日現在、サブ・ファンドの総カーブ・エクスポージャーのV a Rは年間でベンチマークの-0.37%であった。リスク寄与度に関しては、金利リスクはポートフォリオ全体のリスクを低減する要因となった。

カーブV a R分析（2015年11月30日現在）

リスク・グループ	デューレーション（年）	寄与（％／年）
カーブ		
米国財務省証券		-0.37
3ヵ月	-0.16	0.01
1年	-0.05	0.01
2年	0.09	-0.02
3年	0.40	-0.12
5年	0.02	-0.01
7年	-0.03	0.01

10年	0.14	- 0.05
15年	0.09	- 0.03
20年	0.26	- 0.10
25年	0.08	- 0.03
30年	0.12	- 0.04

「寄与（％／年）」欄の数字は、イールドカーブの様々な部分でサブ・ファンドのカーブ・ポジショニングが、年間にどの程度リスクを追加するか、またはポートフォリオ全体のリスクを減らすかをパーセントの単位で表示している。2015年5月31日現在、サブ・ファンドの総カーブ・エクスポージャーのV a Rは年間でベンチマークの - 0.01％であった。リスク寄与度に関しては、金利リスクはポートフォリオ全体のリスクを低減する要因となった。

カーブV a R分析（2015年5月31日現在）

リスク・グループ	デュレーション（年）	寄与（％／年）
カーブ		
米国財務省証券		- 0.01
3ヵ月	- 0.11	0.00
1年	0.03	0.00
2年	0.03	0.00
3年	0.49	0.03
5年	0.21	0.02
7年	- 0.11	- 0.01
10年	- 1.49	- 0.16
15年	0.11	0.01
20年	0.27	0.03
25年	0.11	0.01
30年	0.45	0.06

信用リスク

債券価格は、その信用特性の変化につれて変動する可能性がある。通常、発行体の信用格付が低下すればするほど、より利回りは高くなり、不履行の可能性も高くなる。クレジット調査は、価値を追加する機会を見極め、信用問題を回避し、かつ直面し得る問題をうまく処理することを目指している。そのため、ブラックロックは、セクター別に（投資適格および高利回り社債）、債券アナリストおよび地方債アナリストから成るグローバル・クレジット・リサーチ・チームを編成している。クレジット・アナリストは社債、高利回り社債および地方債インベストメント・マネジャーと緊密に作業を行うが、調査担当アナリストが承認しない限り、債券は購入されない。アナリストは、以下の企業の識別に努める。

- (a) 各業界で良好な位置を占めている企業
- (b) 強力で安定した経営チームを擁する企業
- (c) 健全な経営、会計および管理状況を示している企業
- (d) 持続可能で比較的予想可能なキャッシュフローを生み出している企業
- (e) 合理的な財務上の弾力性を維持している企業

ブラックロックのアナリストは、財務書類の審査および企業の経営陣との協議を通じ各々の信用リスクを評価する。ブラックロックは、企業の経営陣とのコミュニケーションにより極めて貴重な識見を得られると確信している。投資が決定された場合、すべての投資対象について全く同様の規律で継続的に調査が行われる。

クレジット・アナリストは自らの業種を綿密に検討し、ポートフォリオのすべての持高、関係指数の銘柄およびブラックロックが保有していないが、保有を検討している銘柄の監視について責任を有する。

通常の状態において、サブ・ファンドは、その資産総額の少なくとも80％を、確立された格付機関によりB a a / B B Bの投資適格と格付けされているか、または格付がない場合には投資運用会社により同等の品質であるとみなされる優先証券または債務証券に投資する。

サブ・ファンドは、その資産総額の20％を限度に、投資不適格（ムーディーズによるB a以下、スタンダード・アンド・プアーズによるB B以下またはフィッチによるB B以下）の証券、または格付がない場合には投資運用会社により同等の品質であるとみなされる証券に投資することができるが、当該証券は、投資適格と格付けされている上位債務を発行済の発行体により発行されていることを条件とする。サブ・ファンドがある発行体の優先証券または債務証券を購入した後に当該発

行体が投資不適格に格下げされた場合、サブ・ファンドは、当該優先証券または債務証券を保有し続けることができるが、投資運用会社は、合理的な期間内に当該優先証券債務を売却するよう努力する。

サブ・ファンドはまた、その資産総額の20%を限度に普通株式に投資することができる。サブ・ファンドは、直接普通株式に投資するということではなく、証券の転換可能特性、受益証券の売出しもしくは公開買付の際の転換可能特性により、または証券もしくは類似取引の再編もしくは破綻に関連して普通株式を取得し保有することがある。

格付カテゴリー別ポートフォリオ（2015年11月30日現在）

格付	ポートフォリオ (% N A V)	ベンチマーク (% N A V)	差
政府	0.00	0.00	0.00
A A	5.54	0.00	5.54
A	10.76	0.00	10.76
B B B	55.74	97.59	- 41.85
B B	26.07	2.41	23.66
その他	1.89	0.00	1.89
合計	100.00	100.00	

格付カテゴリー別ポートフォリオ（2015年5月31日現在）

格付	ポートフォリオ (% N A V)	ベンチマーク (% N A V)	差
政府	0.00	0.00	0.00
A A	6.63	0.00	6.63
A	11.85	0.00	11.85
B B B	57.66	97.34	- 39.68
B B	22.16	2.66	19.50
その他	1.70	0.00	1.70
合計	100.00	100.00	

信用リスクには、取引相手方リスクと決済リスクも含まれる。取引相手方リスクとは、取引相手方がその取引約定を履行できない場合にブラックロックまたはそのクライアントのアカウントが損失を被る潜在的損失のことをいう。

ブラックロックの取引相手方および集中リスクグループ（Counterparty & Concentration Risk Group）は、以下の全社規模の取引相手方に対する与信方針および手順を実行、更新ならびに執行する責任を負う。

- 1．取引相手方の将来の信用度を査定し、取引相手方を承認する。
- 2．資産クラス毎に生じる、各取引相手方に対する信用リスクのエクスポージャーを測定し、監視する。
- 3．エクスポージャーの設定、確認または調整目的で、必要に応じて取引相手方の財務実績を監視する。
- 4．商品毎、傾向毎および取引相手方毎にエクスポージャーのレベルの監視を実施し、総エクスポージャーが認められた時点でポートフォリオ・マネジャーに報告する。
- 5．I S D Aおよびその他のデリバティブ関連文書に対する信用問題の指針および監視を提供する。ブラックロックは通常、スワップの取引相手方に対して、取引開始時に少なくともAの格付を有していることを要求する。

決済リスクとは、予定された決済金の支払または債務が適時にまたは全く履行されないリスクである。決済は、取引がそのすべての当事者（ブローカーまたはディーラー、清算機関およびその他の金融機関を含む。）の帳簿および記録に記載される際のプロセスと定義される。

ブラックロックが投資する大部分の市場は、決済リスクが最少のD V P（引渡しと支払の同時決済）である。市場がD V Pではない（例えば、ロシア）と分類される場合、取引者本人に関する決済リスクを避けるため、ブローカーとの間で特別な決済上の合意（前払い／前渡し）が定められる。

信用リスクは、発行体または取引相手方がその締結した約定を履行することができないまたは意思がないため、サブ・ファンドに財務損失を負わせるリスクである。サブ・ファンドは、取引を行う相手方当事者に対する信用リスクにさらされ、また決済不履行リスクを負うことになる。

受託会社であるエスエムティー・トラスティ（アイルランド）リミテッドは、その保管会社としてスミットモ・ミツイ・トラスト（ユーケー）リミテッドを任命した。スミットモ・ミツイ・トラスト（ユーケー）リミテッドは、次に、そのグローバル副保管会社としてブラウン・ブラザーズ・ハリマン・アンド・カンパニー（「B B H & C o .」）を任命した。現金および証券の両方が、銀行であるB B H & C o . に現金が保管されることで、最終的にB B H & C o . に保管される。サブ・

ファンドは、B B H & C o . スイープ・プログラムを締結することを選択している。同プログラムでは、B B H & C o . が、オーバーナイト・エクスポージャーを分散するために、および／または多様な口座についての利息を得るために、オーバーナイト適格銀行を取引相手方とする口座に現金を移動させることを意味する。サブ・ファンドは、キャッシュ・マネジメント・スイープ（「CMS」）プログラムに参加することが（スイープされた残高についての損失のような）投資リスクを負担することを承知しており、またオフショア・オーバーナイト定期預金に伴うソブリンおよび取引相手方リスクを受け入れている。サブ・ファンドの金融商品は、ファンドにおけるその他のファンドの資産から、および受託会社、保管会社およびグローバル副保管会社の独自の資産から分別管理される。フィッチによるB B H & C o . の信用格付は、A +（2015年5月31日：A +）である。

流動性リスク

流動性リスクは、（ ）市場に十分な奥行きがないかまたは市場が混乱しているため、特定の証券またはデリバティブのポジションを容易に終了または相殺することができないリスク、または（ ）デリバティブ取引から生じたサブ・ファンドの金融債務（追加証拠金請求等）が履行され得ないリスクを示す。サブ・ファンドの主たる責務は、投資家が売却を希望する受益証券を買い戻すことである。受益証券は、管理会社を買戻請求書を受領しかつ受け付ける取引日に買い戻される。

さらに、優先証券は、事実上、普通株式等のその他多くの証券に比べ流動性が欠くことがある。サブ・ファンドは、優先証券を適当な価格および時期に処分することが困難なことがある。

流動性リスクは、以下の方法でコントロールされる。

- ・ ブラックロックの投資運用担当者は、各特定のサブ・ファンドの投資目的および流動性要件との関連で利用されるすべての商品（デリバティブを含む。）の流動性を考慮して、これを維持する。現金ポジションについて、サブ・ファンドがそのデリバティブ・ポジションおよび受益者による買戻しから発生する債務を十分に弁済し得ることを確保するため、日々監視および報告が行われる。
- ・ ブラックロックはまた、サブ・ファンドの現金比重を見直す手順、および極端な市場変動の場合に満期に債務を弁済するための流動性要件の充足を確保する手順を実施している。
- ・ R Q A は、流動性リスクに対し格別に敏感に反応するファンド、例えば、高利回り債、特殊市場または特殊産業セクターに多額の投資を行っているファンドについて特別な審査を実施する。
- ・ すべての流通銘柄は、日々、市場の情報に基づき評価される。非流通銘柄は、必要に応じ、また公式には毎月、ブラックロックのプライシング委員会により正確を期するため審査される。
- ・ ブラックロックのプライシング委員会はまた、資産の流動性に影響を及ぼす重大な市場事由（本国送金問題等）を処理する。

流動性の表：満期別ポートフォリオ（2015年11月30日現在）

満期バケット	ポートフォリオ（%NAV）	デュレーション寄与
現金	0.96	0.00
その他	- 0.04	0.00
0年から1年	0.00	0.00
1年から3年	15.59	0.36
3年から5年	0.00	0.00
5年から7年	0.00	0.00
7年から10年	0.00	0.00
10年から15年	0.00	0.00
15年から20年	0.10	0.01
20年以上	83.39	3.62
合計	100.00	3.99

流動性の表：満期別ポートフォリオ（2015年5月31日現在）

満期バケット	ポートフォリオ（%NAV）	デュレーション寄与
現金	- 0.02	0.00
その他	0.83	0.00
0年から1年	0.00	0.00
1年から3年	10.81	0.28
3年から5年	6.44	0.19
5年から7年	0.00	0.00

7年から10年	0.00	0.00
10年から15年	0.00	0.00
15年から20年	0.09	0.01
20年以上	81.85	4.43
合計	100.00	4.91

2015年11月30日現在のサブ・ファンドの金融負債の満期プロフィールは、以下のとおりであった。

	1ヵ月未満 U S \$	合計 U S \$
負債		
未払債務 - 1年以内支払期限到来	169,254	169,254
損益を通じて公正価値で測定する金融負債	12	12
買戻可能受益証券保有者に帰属する純資産総額	26,782,382	26,782,382
負債合計	26,951,648	26,951,648

2015年5月31日現在のサブ・ファンドの金融負債の満期プロフィールは、以下のとおりであった。

	1ヵ月未満 U S \$	合計 U S \$
負債		
未払債務 - 1年以内支払期限到来	181,466	181,466
損益を通じて公正価値で測定する金融負債	2	2
買戻可能受益証券保有者に帰属する純資産総額	30,020,330	30,020,330
負債合計	30,201,798	30,201,798

サブ・ファンドによる借入れは、流動性を得ることを目的とする場合にのみ認められ、いつでもサブ・ファンドの純資産の最大10%に限定される。サブ・ファンドは、受益者に対する買戻代金の支払資金を調達するため、またはその他の投資対象の売却もしくは買戻しによる手取金を受領するまでの新規投資上の短期資金調達のため短期の借入れを行うことができる。

サブ・ファンドの買戻し方針上、買戻請求書は、管理会社の事務所において買戻しが実行される取引日の午前10時（ダブリン時間）までに受領されていなければならない。受益証券は、インベストメント・マネジャーが買戻請求書を受領しかつ受け付ける取引日に買い戻される。買戻金は、買戻しが実行される取引日（同日を含む。）から5営業日目までに、サブ・ファンドの基準通貨で受益者の口座宛に銀行電信振替により支払われる。

通貨リスク

サブ・ファンドの通貨エクスポージャーは、同注記4に後述されている。

オーストラリア・ボンド・ファンド

オーストラリア・ボンド・ファンドが直面する主要リスクは、インベストメント・マネジャーが投資指図に従い当該リスクを管理および監視する方法についての概要とともに、以下に記載される。

リスク報告書は、毎日、ポートフォリオ・マネジャーおよび経営陣ならびに債券責任者により精査される。そのため、前日のポジショニングの予定外の大きな変更は、経営陣から問いただされる。さらに、リスク会議が毎週開催され、各セクター・チームの責任者、シニア・ポートフォリオ・マネジャーおよび債券責任者が、各ポートフォリオのリスクについて協議する。

市場リスク

市場リスクの監視プロセス

サブ・ファンドの市場リスクは、多くのレベルで、インベストメント・マネジャーにより管理される。インベストメント・マネジャーは、マクロ経済上の変動（金利の変動および金利スプレッドの変化等）に関連しポートフォリオのリターンへの感応度を監視する。AMPキャピタル・インベスターズ・リミテッド（以下「AMP C I」という。）の債券運用チームは現在、リスクを計算するためブラックロック・アラジン・リスク管理システムを利用し、また、ポートフォリオ・マネジャーは、オーストラリア・ボンド・ファンドのリスク予算を決定し、次にかかる予算を監視する。これにより、インベストメント・マネジャーは、サブ・ファンドのリスクおよびリターン目標を達成するための適切な投資戦略を策定することができる。

実際のポートフォリオ組成上の主要ツールは、ブラックロック・アラジン・リスク管理システムであり、サブ・ファンドの金利リスクおよび信用リスク報告書を毎日作成し、インベストメント・マネジャーおよびチーム全体が当該報告書を検討する。これらの報告書では、個々の証券レベルまで掘り下げて検討するか、またはポートフォリオのリスク負担を満期バケット、信用格付、産業クラスおよび証券タイプの各レベルに分割することができる。こうしたリスクは、関係するベンチマーク、モデルまたはその他の類似ポートフォリオと比較され得る。

日報には、取引前トラッキング・エラー・モデルが書き出され、すべての投資リスクを主要なリスク要因（株式特有リスクを含む。）に分類している。本報告書により、インベストメント・マネジャーは、各AMP C I債券ポートフォリオの現在のリスク予算と比較して、ポートフォリオに対する重要なリスク寄与要因を監視することができる。

市場リスクの集中

ポートフォリオの集中リスクは、AMP C Iのインベストメント・マネジャーにより定期的に監視される。各非政府発行体に対するサブ・ファンドのリスク負担の額は、ファンドの集中リスクを減らすため限定される。さらに、AMP C Iはまた、各発行体の信用リスクを査定するためにボトムアップ分析を利用する。

以下の表では、2015年11月30日現在および2015年5月31日現在の証券タイプ別に分類したサブ・ファンドの投資対象を説明する。

証券タイプ	市場価格	市場価格
-------	------	------

	2015年11月30日	2015年 5月31日
現金	0.47%	0.86%
国債	19.06%	16.73%
準国債	19.48%	21.78%
社債	60.99%	60.63%
合計	100.00%	100.00%

デュレーション寄与

A M P C I のインベストメント・マネジャーはまた、サブ・ファンドが負担する市場リスクのレベルを監視するため主要リスク要因のデュレーション寄与を利用する。また標準偏差分析は、サブ・ファンドのリターン総合ボラティリティおよび超過リターンのボラティリティを査定する。デュレーション寄与分析は、リスクを主要リスク要因（デュレーション、イールドカーブおよびスプレッド・デュレーション等）に分割し、信用格付、業種およびセクターにより分類する。ポートフォリオ全体レベルとポジション対ベンチマークの比較レベルの両方で、かかる基準に基づく各種報告書が作成される。

ベータ

ベータは、U B S オーストラリア債券（総合）指数の変動に対するサブ・ファンドのリターンの感応度を測定する。2015年11月30日までの6ヵ月間のサブ・ファンドの平均ベータは0.98である。これは、U B S オーストラリア債券（総合）指数の単位価格の1%の変動が、サブ・ファンドの単位価格に0.98%の変動を生じる見込であることを意味する。2015年5月31日のサブ・ファンドの平均ベータは0.93であった。

ベータ・モデルを使用すると、ベンチマークの1%の増加は、サブ・ファンドのN A V を54,516,257豪ドルから55,051,214豪ドルに増加させると予想され、ベンチマークの1%の減少により、サブ・ファンドのN A V は53,981,300豪ドルに減少すると思われる。ただし、N A V に関するこうした予測は、過去のベータを使用しているため不正確である。サブ・ファンドの市場リスクの指標としてのみベータを使用することの方が、好ましいと思われる。かかるモデルの重要な限界は、過去のベータの使用である。指数と比べたサブ・ファンドの実績は、ベータの変動により変わってくる。

標準偏差

標準偏差は、サブ・ファンドの総リスクおよびリスク対債券（またはトラッキング・エラー）を分析するためインベストメント・マネジャーにより利用される。リスクについて取引後と取引前の両方の比率が分析される。取引後比率は毎月計算され、取引前比率は毎日計算され、予想リスクの標準偏差比率となり、現在のリスク・エクスポージャーが翌年も持続する場合に（通常、超過リターンについて）予想されるボラティリティを測定する。

過去6ヵ月間のボラティリティの分析に基づき、サブ・ファンドは、2015年6月1日から2015年11月30日までの期間について、同期間のベンチマークの3.28%の標準偏差と比較して3.12%の標準偏差を示している。ベンチマークと比べて、サブ・ファンドの超過リターンのトラッキング・エラーは、2015年11月30日に終了した6ヵ月間において、0.10%である。2014年6月1日から2015年5月31日までのサブ・ファンドの標準偏差は、2.61%であった。

取引前トラッキング・エラー・モデルは、リスクを主要リスク要因（デュレーション、イールドカーブ（満期バケット別）、信用格付による信用、スワップ、準国債、インフレ連動債および高利回り債を含む。）に分類する。また、株式特有リスク・モデルは、特定証券のセクターと比べた当該証券のボラティリティについて証券レベルのリスクを測るものである。

サブ・ファンドの市場リスク・エクスポージャーは、投資有価証券明細表に記載される有価証券を言及している。

金利リスク

A M P C I のインベストメント・マネジャーは、金利の変動とイールドカーブの移動により投資対象の評価が変動する可能性を厳密に監視する。A M P C I のインベストメント・マネジャーは、金利のデュレーション構成要素（金利の同一方向の変動に関係する。）およびイールドカーブ構成要素（イールドカーブ全域の金利の異方向の変動に関係する。）の両方を監視する。

下記の表は、金利の同一方向の変動がサブ・ファンドの実績に及ぼす影響を示すシナリオ分析である。2015年5月31日現在のデュレーションの表も、比較のため記載されている。

下記のモデルは、金利の同一方向の変動を想定している。

予想市場価格は、2015年11月30日現在および2015年5月31日現在のデュレーションを用いて計算されている。時を経てその後デュレーションが変化すれば、サブ・ファンドの市場価格の予想は不正確なものとなる。

2015年11月30日現在

ファンド・デュレーション：4.83

ベンチマーク・デュレーション：4.67

変動%	ポートフォリオ	ベンチマーク	実績増
-----	---------	--------	-----

	市場価格	変動%	市場価格	変動%	%
- 0.50	55,832,825	2.42%	880,779,189,383	2.34%	0.08%
- 0.25	55,174,541	1.21%	870,730,724,013	1.17%	0.04%
0	54,516,257	-	860,682,258,643	-	-
0.25	53,857,973	- 1.21%	850,633,793,274	- 1.17%	- 0.04%
0.50	53,199,689	- 2.42%	840,585,327,904	- 2.34%	- 0.08%

2015年5月31日現在

ファンド・デュレーション：4.58

ベンチマーク・デュレーション：4.64

変動%	ポートフォリオ		ベンチマーク		実績増
	市場価格	変動%	市場価格	変動%	%
- 0.50	61,066,521	2.29%	855,329,452,369	2.32%	- 0.03%
- 0.25	60,383,293	1.14%	845,624,193,209	1.16%	- 0.02%
0	59,700,066	-	835,918,934,050	-	-
0.25	59,016,839	- 1.14%	826,213,674,890	- 1.16%	0.02%
0.50	58,333,611	- 2.29%	816,508,415,730	- 2.32%	0.03%

AMP C Iのインベストメント・マネジャーは、常に、金利のベースポイントの変動に対する投資対象の価格感応度を追跡する。これは、ベンチマークの価格感応度と比較される。金利リスクの管理プロセスは、多くの経済、評価、市場ポジショニングおよび技術に関する指標についての債券チームの分析に基づいている。これによりAMP C Iは、債券市場を牽引する潜在的テーマを認識し、これに応じてポートフォリオのポジションを定めることができる。

金利カーブの異方向の変動リスクは、イールドカーブの勾配の変化の影響またはイールドカーブの上昇もしくは下落の不安定な動きによる影響を含み、インベストメント・マネジャーがこれを説明して監視する。

利回りに対する経済の見通しは、社内および外部ストラテジストにより提供される業務の分析に依拠する。これには、オーストラリア国内と世界の経済活動のレベルおよびインフレについての解釈、ならびにこれらによる債券利回りとイールドカーブに係る予想が含まれる。

債券市場に関する評価は、デュレーションおよびイールドカーブ戦略の運用上の比較的伝統的な分析を反映している。評価プロセスからの情報は、オーストラリアおよび世界の債券利回りの適正価値のAMP C Iの社内モデルにより表示される。推定短期レートおよび他の市場と比べた債券利回りレベルもまた、考慮される。

極端な市場ポジショニングが債券利回りおよびイールドカーブを推進する可能性があり、AMP C Iの調査から、投資家の極端なポジショニングと将来の予想金利傾向との間の逆張り関係が示唆される。AMP C Iは各種のポジショニング調査をモニターし、これらはデュレーションとイールドカーブを形成する際にモニターされる。

金利チームは、ポジション管理を目的に、過去の価格変動に基づく債券市場に関する技術的解釈を利用する。

実施される分析には、オーストラリア債券市場のみならず世界の債券市場に影響を及ぼす問題の解釈を含む。これは、オーストラリア債券市場の特に米国市場との強力な相関関係を反映している。金利・通貨チームのプロセスへの情報提供は活発であり、ここ数年、絶えず進化している。

債券市場を牽引するテーマを見極めて活用し得る可能性は、引き続き主要な投資目的である。

流動性リスク

サブ・ファンドは、合理的な範囲で流動性のある投資対象であり、通常の市況において、サブ・ファンド全体を10日以内に清算することができるとAMP C Iは予想する。

サブ・ファンドが直面する重要な流動性問題は、サブ・ファンドに対する買戻し請求の分量により決定される。サブ・ファンドは、その投資対象の一部を準国債等の高度流動性資産クラスとして保管する。インベストメント・マネジャーは、サブ・ファンドの流動性の全体レベルに加えベンチマークと比べたサブ・ファンドの流動性も監視する。

すべての固定金利投資対象は、その流動性レベルにより分類される。国債等の比較的迅速に現金化が可能な資産および現金は、高度流動性資産と分類される。比較的頻繁に売買される資産は流動性資産と分類され、現金化にかなり時間を要する資産は非流動性資産とみなされる。

以下の表では、2015年11月30日現在および2015年5月31日現在の流動性レベルにより分類したサブ・ファンドの投資対象を説明する。

流動性指標	2015年11月末日 市場価格%	2015年5月末日 市場価格%
高度流動性資産	39.32%	39.70%
流動性資産	59.85%	59.50%
取引資産	0.83%	0.80%
非流動性資産	0.00%	0.00%
合計	100.00%	100.00%

2015年11月30日現在のサブ・ファンドの金融負債の満期プロフィールは、以下のとおりであった。

	1ヵ月未満 A U D	合計 A U D
負債		
未払債務 - 1年以内支払期限到来	3,527,946	3,527,946
買戻可能受益証券保有者に帰属する純資産	54,516,257	54,516,257
負債合計	58,044,203	58,044,203

2015年5月31日現在のサブ・ファンドの金融負債の満期プロフィールは、以下のとおりであった。

	1ヵ月未満 A U D	合計 A U D
負債		
未払債務 - 1年以内支払期限到来	453,090	453,090
買戻可能受益証券保有者に帰属する純資産	59,700,066	59,700,066
負債合計	60,153,156	60,153,156

信用リスク

信用リスク管理の一般プロセス

ポートフォリオの信用リスクの管理および監視を担当する専任信用市場チームを、AMP C Iは有している。信用リスクの監視は、AMP C Iのリスク管理プロセスの極めて重要な要素である。AMP C Iのインベストメント・マネジャーが監視する三つの重要な信用リスクは、信用発行体の不履行リスク、信用スプレッド拡大リスクおよび格付機関による信用格付引下げリスクを含む。かかる事象の発生は、債券価格に重大な悪影響を及ぼすことになる。

AMP C Iの信用リスク監視プロセスは、より広範な市場についてのトップダウン分析と各個別債券発行体についてのボトムアップ分析を組み合わせる。トップダウン分析は、投資戦略・経済チーム（I S E T）による世界経済に係る総合評価および予想を含む。かかる評価は、経済成長、金利および信用サイクルに係る予想の枠組みを提供する。インベストメント・マネジャーは、次に、信用デレーションおよび妥当な業種の組入比率を決定するため市況を査定する。また、AMP C Iが「低格付」の債券（例えば、B B B + の格付）よりも「高格付」の債券（格付機関によるA A Aの格付）に投資を配分する組入比率に関する決定もある。AMP C Iは、国債と債券の供給、低格付債と高格付債の相対価格、信用サイクルおよび経済と政治の全般的状況等の要素を考慮する。

以下の表では、2015年11月30日現在および2015年5月31日現在のベンチマークと比べたサブ・ファンドの各信用等级付カテゴリー別投資対象の比率を説明する。

国際格付機関による格付

信用等级付	ベンチマーク	ポートフォリオ	ベンチマーク	ポートフォリオ
	2015年11月末日	2015年11月末日	2015年5月末日	2015年5月末日
A A A	73.47%	41.31%	72.09%	46.38%
A A +	12.17%	8.58%	12.66%	7.26%
A A	4.57%	7.33%	4.73%	6.43%
A A -	2.49%	3.48%	2.72%	3.28%
A +	1.29%	5.83%	1.62%	3.76%
A	1.77%	12.48%	2.24%	11.72%
A -	1.91%	10.27%	1.74%	13.13%
B B B +	1.05%	5.65%	0.90%	1.84%
B B B	0.97%	3.29%	0.98%	3.08%
B B B -	0.31%	1.78%	0.32%	3.12%
B B +	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%
	100.00%	100.00%	100.00%	100.00%

A M P C Iのインベストメント・マネジャーはまた、各個別債券発行体のリスク特性を理解するため広範囲の「ボトムアップ」分析を行う。A M P C Iの豊富な信用専門家資源により、我々は、数多くの個別信用投資対象の分析および調査を行うことができる。かかる「ボトムアップ」分析を実施するのはA M P C Iの信用アナリストであり、これらは、業種に従い企業を配分され、投資対象の売買の推奨を行い、各種産業の見通しを観察する責任を負っている。インベストメント・マネジャーおよび信用アナリストは、次に、当該企業と業種の多様な展望を論議し、個々の投資対象と業種の組入比率を決定することになる。「ボトムアップ」プロセスは、三段階に分けられる。

1. 適切な信用の審査：この段階では、信用アナリストの業界知識および社内開発された定量モデルの作出を促す。プロセスの目的は、投資領域を縮小し、投資機会の可能性を示す企業および業種を分析するため最大限の時間を費やすことである。
2. 個別信用リスクの査定：個別信用分析は、ある企業が業界で優れた実績を示すか示さないかの可能性の判断を目的とする。企業のキャッシュフロー、市場ポジション、営業効率、戦略の方向性および資本構造に関する展望に、特に重点が置かれる。
3. 個々の債券の評価：この段階はインベストメント・マネジャーによる債券の評価を含み、また当該企業もしくはその同業者によりまたは企業内で別段に発行されたその他の証券と比較した証券の相対的な利点を重視する。分析では、証券の信用スプレッドのボラティリティ、流動性、購入と売却のレベル、契約保護および信用カーブ上の最適ポジションが考慮される。

債務が格付けを受けていない場合、プロセスは変更されず、企業の財務および営業状態を確定して、その相対的な信用度を判断するため同業種の他の企業と比較することに集中した分析が行われる。ポートフォリオへの無格付銘柄の組入を承認するための最終判断は、取締役およびA M P C I部門責任者で構成される信用投資委員会に委ねられる。

互いに矛盾するものではない「トップダウン」および「ボトムアップ」プロセスを通じ、インベストメント・マネジャーは、個々の企業、業種に対する希望エクスポージャーおよびサブ・ファンドの全般的信用エクスポージャーを確定することができる。

信用リスクは、発行体または取引相手方がその締結した約定を履行することができないまたは意思がないため、サブ・ファンドに財務損失を負わせるリスクである。サブ・ファンドは、取引を行う相手方当事者に対する信用リスクにさらされ、また決済不履行リスクを負うことになる。

受託会社であるエスエムティー・トラスティ（アイルランド）リミテッドは、その保管会社としてスミットモ・ミツイ・トラスト（ユーク）リミテッドを任命した。スミットモ・ミツイ・トラスト（ユーク）リミテッドは、次に、そのグローバル副保管会社としてB B H & C o .を任命した。現金および証券の両方が、銀行であるB B H & C o .に現金が保管されることで、最終的にB B H & C o .に保管される。サブ・ファンドは、B B H & C o .スイープ・プログラムを締結することを選択している。同プログラムでは、B B H & C o .が、オーバーナイト・エクスポージャーを分散するために、および/または多様な口座についての利息を得るために、オーバーナイト適格銀行を取引相手方とする口座に現金を移動させることを意味する。サブ・ファンドは、C M Sに参加することが（スイープされた残高についての損失のような）投資リスクを負担することを承知しており、またオフショア・オーバーナイト定期預金に伴うソブリンおよび取引相手方リスクを受け

入れている。サブ・ファンドの金融商品は、ファンドにおけるその他のファンドの資産から、および受託会社、保管会社およびグローバル副保管会社の独自の資産から分別管理される。フィッチによるBBH&Co.の信用格付は、A+（2015年5月31日：A+）である。

信用格付

信用格付は、債券ポートフォリオの不履行リスクを査定する際に極めて重要である。インベストメント・マネジャーは、サブ・ファンドのトラッキング・エラー情報を評価するため、ベンチマークと比べた保有サブ・ファンドの全信用格付を監視する。サブ・ファンドは、（AMP&Cは、下位の証券格付に評価される証券を持ち続けるけれども）投資不適格の資産には投資しない。

取引相手方リスク

取引相手方リスクが生じる証券売買の際に、AMP&Cは、広範囲のブローカーとの間で取引を行い、また決済リスクを最少にするためT+1による取引確認を要求している。

担保

サブ・ファンドの投資の大部分は多額の担保を要求しないが、特に10年物および3年物債券先物について、デリバティブのリスク負担上、ファンドのため多少の担保が保管されている。2015年11月30日現在、マクワイア・バンクに90,050豪ドル（2015年5月31日：96,582豪ドル）の先物証拠金が預託されていた。スタンダード・アンド・プアーズによるマクワイア・バンクの信用格付は、BBB（2015年5月31日：BBB）である。

減損資産

サブ・ファンドは減損資産を保有しない。

信用リスクの集中

インベストメント・マネジャーはまた、セクター・レベルと信用発行体レベルの両方で、信用リスクの集中を管理する。AMP&Cのインベストメント・マネジャーは、投資の各レベルでの信用リスクの集中を理解するためホーク・アイ総合報告システム等の画期的なリスク管理ソフトウェアを使用している。政府以外の各発行体に対するサブ・ファンドの投資額は、サブ・ファンドの集中リスクの額を減らすため限定される。地理的に、すべての投資はオーストラリアを基盤とし、豪ドルを基準としている。

通貨リスク

サブ・ファンドの通貨エクスポージャーは、同注記4に後述されている。

ユーロ・ボンド・ファンド

金融リスクの管理

サブ・ファンドの主な投資目的は、主としてユーロ建て投資適格固定利付商品から成る分散化されたポートフォリオへの投資を通じ、安定したインカム収益を追求し、長期的な資本成長を目指すことである。サブ・ファンドのベンチマークは、バークレイズ・ユーロ総合インデックスである。

サブ・ファンドの資産および負債は、下記を含む金融商品で構成される。

- ・ サブ・ファンドの投資目的および投資方針に従い保有される債券を含む投資対象
- ・ サブ・ファンドの投資活動から直接発生する現金および現金等価物、ならびに
- ・ サブ・ファンドの投資活動から発生する通貨リスクを管理するためのデリバティブ取引（例えば、為替契約）

サブ・ファンドが直面する主なリスクについては下記において詳述されるが、それに加えて、投資マニデートに従った投資運用会社によるこれらのリスク管理方法および監視方法についても概要が示されている。サブ・ファンドの業務により、ファンドは様々な金融リスク（市場リスク（通貨リスク、適正価値金利リスク、キャッシュフロー金利リスクおよびその他の価格リスクを含む。）、信用リスクおよび流動性リスク）にさらされる。サブ・ファンドの総合リスク管理プログラムは、金融市場が予見不可能であることを重視し、サブ・ファンドの財務実績が被り得る悪影響の最小化に努めている。

市場価格リスク

サブ・ファンドは、主としてヨーロッパの公認取引所に上場されまたはかかる取引所で取引される国債、国際機関債および社債を含む各種商品の取引を行っている。サブ・ファンドの純資産の少なくとも50%は、高品質のユーロ建て国債に投資されなければならない。サブ・ファンドはまた、アクティブ投資から発生する通貨リスクを管理するためデリバティブ契約の取引も行っている。デリバティブに関する詳細については通貨リスクの項に開示されている。

サブ・ファンドは、証券の空売りを行うことまたはショート・ポジションを維持することはできない。

すべての証券投資は、資本の損失リスクを提示する。サブ・ファンドの債務証券は、商品の将来価格が不確実であることによる市場価格リスクの影響を受けやすい。投資運用会社は、指定された制限の範囲内で証券およびその他の金融商品を慎重に選別することによりかかるリスクを軽減する。ポートフォリオの構築は、サブ・ファンドのガイドラインにより推進される総合的リスク・コントロールの枠組みの中で行われ、サブ・ファンドの全般的市場ポジションは、サブ・ファンドの投資運用会社により日々監視される。

サブ・ファンドはまた、ベンチマークと比べた予想実績に対する偏差によってリスクを確定している。国／デューレーション、通貨、セクター／証券の選別上の取引前リスク予算は、商品の投資プロセスの中であらかじめ定められる。投資運用会社は、定期的に、ベンチマークおよび実績目標と対照して達成されたサブ・ファンドの実績を監視し精査する。関連する場合、投資運用会社はまた、社内およびチームの目標と一致させるため資産配分およびセクター戦略の見直しも行う。

T・ロウ・プライス・インターナショナル・リミテッド（以下「T・ロウ・プライス」という。）の定量・ポートフォリオ分析グループは、定期的に、サブ・ファンドのベンチマークからの偏差（トラッキング・エラー）から生じるサブ・ファンドの取引前リスクについて分析する。かかる数値は、妥当なリスク管理ツール（例えば、ウィルシャー・アクシオム、バークレイズ・キャピタル・ポイント）および社内開発ツールを用いて算定される。

サブ・ファンドの市場リスクは、主要構成要素（実際の市場価格の変動、金利変動および為替変動）により影響を受ける。金利および為替の変動は、後記の各項に記載される。サブ・ファンドの市場リスク・エクスポージャーは、投資有価証券明細表に記載される有価証券を言及している。

過去12ヵ月間の実績リターンボラティリティの分析に基づき、ユーロ・ボンド・ファンドは、2014年12月1日から2015年11月30日までの期間について、同期間のベンチマークの4.34%の標準偏差と比較して年率4.59%³のリターンの標準偏差を示している。

ユーロ債市場が、2015年11月30日現在でバークレイズ・ユーロ総合インデックスにより表象されるように前年度に5%（クーポンの支払を含む。）上昇し、その他すべての変数が一定であった場合、買戻可能受益証券保有者に帰属する純資産は約242,279ユーロ増加していたと思われる。この数字は、2015年11月30日現在5,244,148⁴ユーロであったNAVおよびこれを裏付ける過去のベータ0.924⁵に基づいている。逆に、比較できるベンチマーク指数が5%下落していた場合、買戻可能受益証券保有者に帰属する純資産は、2015年11月30日現在のサブ・ファンドの純資産に基づき約242,279ユーロ減少していたと思われる。これは、現在の市況に基づき、12ヵ月間における変動の可能性が合理的にあり得るという投資運用会社の見解を表している。

2015年5月31日に終了した前財務報告年度と比較すると、ユーロ債市場が、2015年5月31日現在でバークレイズ・ユーロ総合インデックスにより表象されるように前年に5%（クーポンの支払を含む。）上昇し、その他すべての変数が一定であった場合、買戻可能受益証券保有者に帰属する純資産は約254,044ユーロ増加していたと思われる。これらの数字は、2015年5月31日現在5,553,794⁶ユーロであったNAVおよびこれを裏付ける過去のベータ0.915⁷に基づいている。逆に、比較できるベンチマーク指数が5%下落していた場合、買戻可能受益証券保有者に帰属する純資産は、2015年5月31日現在のサブ・ファンドのNAVに基づき約254,044ユーロ減少していたと思われる。

これは、現在の市況に基づき、12ヵ月間における変動の可能性が合理的にあり得るという投資運用会社の見解を表している。ベータ係数分析の限界は、主に、過去データを参照するプロセスであることである。サブ・ファンドがベンチマークと比べた予想実績に対する偏差によってリスクを確定しており、投資運用会社は、サブ・ファンドの取引前トラッキング・エラーを定期的に計算する。トラッキング・エラー・リスクは、ベンチマークとは異なる方法で（例えば、カーブ、セクターまたは銘柄選別法）ポートフォリオのポジショニングを行うことにより生じる。トラッキング・エラーは、インベストメント・マネジャーにとって有益ではあるものの、多少の制限も受ける。トラッキング・エラーは、通常の収益分配を想定している。最近の広報により示されるように、収益分配は一般的ではなく、そのため、トラッキング・エラーの利用は、誤解を招く可能性がある。

訳注：本中間財務書類の原文に添付されているが本書に含まれないInvestment Manager's Report（投資運用会社報告書）に脚注1、2が記載されているため、注記中の脚注は3から開始している。

³ T・ロウ・プライス提供の月次実績データに基づく。

⁴ 買戻可能受益証券保有者の評価に基づいてエスエムティー・ファンド・サービスズ（アイルランド）リミテッドが提供する資産評価額。

⁵ 過去3年間のベータ0.924 - （T・ロウ・プライス提供の月次実績データに基づく）2015年11月末現在のファンドの実績総計対バークレイズ・ユーロ総合インデックス

⁶ 買戻可能受益証券保有者の評価に基づいてエスエムティー・ファンド・サービスズ（アイルランド）リミテッドが提供する資産評価額。

⁷ 過去3年間のベータ0.915 - （T・ロウ・プライス提供の月次実績データに基づく）2015年5月末現在のファンドの実績総計対バークレイズ・ユーロ総合インデックス

金利リスク

サブ・ファンドの金融資産および負債の大部分は、利息を生じる。そのため、サブ・ファンドは、市場金利の実勢レベルの変動により相当のリスクを負うことがある。金利リスクは、金利レベル、イールドカーブの勾配、イールドカーブの形状またはその他の金利関連事項の変動から生じるリスクである。

金利は、国際債券市場および金融市場の需要と供給を牽引する基本的および技術的要因により決定される。サブ・ファンドの利付金融資産および負債は、市場金利の実勢レベルの変動がファンドの財務ポジションおよびキャッシュフローに及ぼす影響に関連するリスクをファンドに負わせる。

金利リスクは、ベンチマークとの比較により管理される。金利リスク報告書は、毎日、サブ・ファンドの投資運用会社に提供される。金利リスクの負担は、満期バケット、国および通貨毎に詳述されるデュレーションの内訳およびベンチマークからの偏差により示される。格付別およびセクター別の内訳および偏差等のその他の報告書もまた、サブ・ファンドの投資運用会社に提供される。ポートフォリオ/ベンチマークの偏差は、サブ・ファンドのモデル・ポートフォリオとも比較される。

2015年11月30日現在の投資対象の持高および市場データに基づき、その他の変数が一定である場合にプラス0.5%のイールドカーブの平行移動⁸の変化分に対する影響により、買戻可能受益証券保有者に帰属する純資産は直ちに約3.2%減少することになり、これは2015年11月30日現在のサブ・ファンドの純資産5,244,148⁹ユーロおよびサブ・ファンドの有効デュレーション6.41¹⁰に基づき、債券価格の168,075ユーロの下落に相当する。

2015年5月31日現在の投資対象の持高および市場データに基づき、その他の変数が一定である場合にプラス0.5%のイールドカーブの平行移動¹¹の変化分に対する影響により、買戻可能受益証券保有者に帰属する純資産は直ちに約3.2%減少することになり、これは2015年5月31日現在のサブ・ファンドの純資産5,553,794¹²ユーロおよびサブ・ファンドの有効デュレーション6.48¹³に基づき、債券価格の179,943ユーロの下落に相当する。マイナス0.5%のイールドカーブの移動の変化分に対する影響により、買戻可能受益証券保有者に帰属する純資産は直ちに約3.2%増加することになる。

2015年11月30日現在の詳細な情報については、下記の表を参照のこと。

N A Vにおける変化分に対する影響（2015年11月30日現在）

イールドカーブの移動	市場価格の変化分に対する影響	ユーロ相当額
+ 0.50%	- 3.2%	- 168,075
+ 1.00%	- 6.4%	- 336,150
- 0.50%	+ 3.2%	168,075
- 1.00%	+ 6.4%	336,150

同一の裏付けイールドカーブの移動の想定（ただし2015年5月31日現在の有効デュレーションは6.48およびサブ・ファンドの純資産は5,553,794¹⁴ユーロ）による2015年5月31日現在のNAVにおける変化分に対する影響について、さらに下記を参照されたい。

NAVにおける変化分に対する影響（2015年5月31日現在）

イールドカーブの移動	市場価格の変化分に対する影響	ユーロ相当額
+ 0.50%	- 3.2%	- 179,943
+ 1.00%	- 6.5%	- 359,886
- 0.50%	+ 3.2%	179,943
- 1.00%	+ 6.5%	359,886

債券ポートフォリオ内で引き継がれるリスクを攻略するため、単一デュレーション数を利用することには限界がある。有効デュレーションは、ポートフォリオ分析およびリスク管理において重要ツールではあるが、かかる単一デュレーション数は、金利の平行移動に対する債券の感応度の推定値であると認識することが重要である。有効デュレーションは多くの目的のため有益かつ便利である一方、厳格なリスク管理により、金利の変動はカーブの全域で高度に相互に関連することが多いものの、実際にはイールドカーブの勾配および形状は時を経て変化すると投資運用会社は認識しなければならない。

サブ・ファンドの方針により、投資運用会社は、日々、サブ・ファンドの全般的な金利感応度を監視する。

⁸ イールドカーブの平行移動は、すべての債券の満期時利回りの変動が同じである移動をいう。

⁹ 買戻可能受益証券保有者の評価に基づいてエスエムティー・ファンド・サービスズ（アイルランド）リミテッドが提供する資産評価額。

¹⁰ T・ロウ・プライス提供の修正済みデュレーション。

¹¹ イールドカーブの平行移動は、すべての債券の満期時利回りの変動が同じである移動をいう。

¹² 買戻可能受益証券保有者の評価に基づいてエスエムティー・ファンド・サービスズ（アイルランド）リミテッドが提供する資産評価額。

¹³ T・ロウ・プライス提供の修正済みデュレーション。

¹⁴ 買戻可能受益証券保有者の評価に基づいてエスエムティー・ファンド・サービスズ（アイルランド）リミテッドが提供する資産評価額。

信用リスク／取引相手方リスク

固定利付資産（先進国の国債を含む。）は、信用リスクにさらされている。サブ・ファンドは信用リスクの負担を引き受けるが、信用リスクとは、取引相手方または発行体が期日に全額の支払を行うことができないリスクである。信用調査は、通常、セクター別投資適格社債市場の分析によって明示される。

投資プロセスにおいて、サブ・ファンドの投資領域内の投資機会を識別するための厳密な信用調査に投資運用チームは重点を置く。投資の決定は、財務書類の分析および企業の経営陣との協議に基づく。信用アナリストは自らの業種を綿密に検討し、ポートフォリオのすべての持高、ベンチマークの銘柄および投資運用会社が保有していないが保有が考えられ得る銘柄の監視について責任を有する。

サブ・ファンドのガイドラインに従い、投資対象は、スタンダード・アンド・プアーズまたはムーディーズによりBBB - / Baa3以上に格付されていることを要する。サブ・ファンドの加重平均格付はAAA - / Aa3以上に維持されており、サブ・ファンドのNAVの最大10%が、BBB - / Baa3の証券に投資され得る。

サブ・ファンドの格付カテゴリー別内訳（2015年11月30日現在）

信用格付	ポートフォリオ組入比率 (%)	指数組入比率 (%)	差 (%)
AAA	25.83	27.42	- 1.59
AA	30.80	29.86	0.94
A	13.79	10.48	3.31
BAA	29.86	32.24	- 2.38
現金	- 0.28	0.00	- 0.28
	100.00	100.00	0.00

サブ・ファンドの格付カテゴリー別内訳（2015年5月31日現在）

信用格付	ポートフォリオ組入比率 (%)	指数組入比率 (%)	差 (%)
AAA	30.88	27.25	3.63
AA	23.07	29.87	- 6.80

A	14.37	10.94	3.43
B A A	29.30	31.94	- 2.64
現金	2.38	0.00	2.38
	100.00	100.00	0.00

サブ・ファンドの主な信用リスクの集中は、債務証券にみられる。サブ・ファンドは、資産の取得時において、同一発行体により発行されたクラス証券の10%を超えて保有することはできず、サブ・ファンドの純資産の最大5%まで、同一企業の証券に投資することができる。

信用の集中は、日々、ポートフォリオ運用部門および信用分析チームによって監視される。信用エクスポージャーは、カスタマイズされた要件および基準に従い監視される。セクター／格付、セクター／デューレーションおよび発行体等の詳細な内訳・エクスポージャー報告書ならびに業界報告書は、定期的に提供され、監視される。

取引相手方リスクに関連する信用リスクは、限定される。取引相手方リスクは、取引相手方がその締結した約定を履行することができないまたは意思がないため、サブ・ファンドに財務損失を負わせるリスクである。サブ・ファンドのすべての取引は、3日から5日の決済期間で、承認されたブローカーを用いて完了されかつ決済される。ブローカーが支払を受領した時点でのみ、販売済証券の引渡しが行われるため、決済不履行リスクは最小であると考えられる。ブローカーが証券を受け取り次第、購入に基づく支払が行われる。いずれかの当事者がその義務を履行しない場合、取引は成立しない。

投資運用会社は、定期的に、サブ・ファンドの為替先物ポジションに関する取引相手方リスク・エクスポージャー報告書を発行する。かかる報告書は、取引相手方の不履行に関連するリスクの限定を意図するものである。すべての為替取引および為替先渡しは、B B H & C o .¹⁵と共に実行される。

サブ・ファンドは、取引を行う相手方当事者に対する信用リスクにさらされ、また決済不履行リスクを負うことになる。投資運用会社は、予め管理会社が承認している取引相手方との取引のみによってサブ・ファンドに係る取引相手方リスクを最小限にする。

投資目論見書にあるとおり、取引相手方は以下の条件を満たさなければならない。

- a) 取引相手方は、125百万ユーロまたは外貨でそれに相当する金額を超える受益者資金を保有していること。
- b) 取引相手方の名称が、サブ・ファンドが発行する半期／年次報告書の中で開示されること。
- c) 取引相手方が少なくとも週に一度取引を評価することに同意し、かつ管理会社の請求に応じて、公正価額で取引を終えることを投資運用会社が確認していること。
- d) 店頭デリバティブに関するいずれか1社の取引相手方への当初投資額が、サブ・ファンドのNAVの5%を超えないこと。

受託会社であるエスエムティー・トラスティ（アイルランド）リミテッドは、その保管会社としてスミットモ・ミツイ・トラスト（ユーケー）リミテッドを任命した。スミットモ・ミツイ・トラスト（ユーケー）リミテッドは、次に、そのグローバル副保管会社としてB B H & C o .を任命した。現金および証券の両方が、銀行であるB B H & C o .に現金が保管されることで、最終的にB B H & C o .に保管される。サブ・ファンドは、B B H & C o .スweepプログラムを締結することを選択している。同プログラムでは、B B H & C o .が、オーバーナイト・エクスポージャーを分散するために、および／または多様な口座についての利息を得るために、オーバーナイト適格銀行を取引相手方とする口座に現金を移動させることを意味する。サブ・ファンドは、CMSプログラムに参加することが（sweepされた残高についての損失のような）投資リスクを負担することを承知しており、またオフショア・オーバーナイト定期預金に伴うソブリンおよび取引相手方リスクを受け入れている。サブ・ファンドの物的資産は、ファンドにおけるその他のファンドの資産から、および受託会社、保管会社およびグローバル副保管会社の独自の資産から分別管理される。B B H & C o .の信用格付は、フィッチからA +（2015年5月31日：A +）の格付を得ている。

¹⁵ すべての為替取引は、副保管会社であるB B H & C o .と共に実行される。B B H & C o .の信用格付は、フィッチからA +（2015年5月：A +）の格付を得ている。

流動性リスク

流動性リスクは、概して、サブ・ファンドが、期日にその支払義務の全額を履行することができないもしくは履行するための十分な現金を調達することができないリスク、または著しく不利な条件でのみ当該義務を履行し得るリスクを示す。流動性リスクは、市場に十分な奥行きがないかまたは市場が混乱しているため、特定の証券またはデリバティブのポジションを容易に終了または相殺することができない場合にも、同様に適用され得る。

サブ・ファンドは、買戻可能受益証券が毎日現金で買戻されるリスクを負っている。サブ・ファンドの証券は、ヨーロッパの公認取引所に上場されているため、容易に換金可能（T + 2）である。サブ・ファンドは、流動性のない証券を保有しない。

サブ・ファンドは、決済を確保するため短期の借入れを行うことができる（借入れは、サブ・ファンドのNAVの10%を超えてはならない）。当期中にかかる借入れは発生していない。先物およびオプションは許容されているが、サブ・ファンドは、2015年11月30日現在および2015年5月31日現在、こうした種類の証券に投資していない。為替先渡しは、サブ・ファンドの資産をヘッジするために許可されることを制限される。サブ・ファンドの方針に従い、投資運用会社は、日々、サブ・ファンドの流動性ポジションを監視している。

2015年11月30日現在のサブ・ファンドの金融負債の満期プロフィールは、以下のとおりであった。

	1ヵ月末満	合計
	EUR	EUR
負債		
未払債務 - 1年以内支払期限到来	80,876	80,876
損益を通じて公正価値で測定する金融負債	866	866
買戻可能受益証券保有者に帰属する純資産	5,244,148	5,244,148
負債合計	5,325,890	5,325,890

2015年5月31日現在のサブ・ファンドの金融負債の満期プロフィールは、以下のとおりであった。

	1ヵ月末満	合計
	EUR	EUR
負債		
未払債務 - 1年以内支払期限到来	38,040	38,040
損益を通じて公正価値で測定する金融負債	377	377
買戻可能受益証券保有者に帰属する純資産	5,553,794	5,553,794
負債合計	5,592,211	5,592,211

通貨リスク

サブ・ファンドは、ユーロ以外の通貨建て資産を保有しているため、通貨リスクを負っている。他の通貨建て証券の価額は、為替レートの変動に伴い変動する。サブ・ファンドは、基準通貨以外の通貨によるエクスポージャーをヘッジするために、先渡為替契約を使用した。

ユーロ建て投資対象およびユーロ以外の通貨建て資産は、購入時のサブ・ファンドのNAVの15%までに限定され、通貨先渡しおよびオプションを通じたユーロに対するリスク・ヘッジが認められている。

2015年11月30日現在、サブ・ファンドは、様々な通貨での短期国債（短期国債）取引を通じて活発な為替取引を行っている。通貨変動は買戻可能受益証券保有者に帰属する純資産に影響を及ぼす可能性がある。

通貨別ポートフォリオ（％）（2015年11月30日現在）

通貨	ポートフォリオ 組入比率（％）	指数 組入比率（％）	差 （％）
ユーロ	96.36	100.00	- 3.64
日本円	0.12	0.00	0.12
英ポンド	0.04	0.00	0.04
デンマーク・クローネ	2.45	0.00	2.45
ポーランド・ズウォティ	1.02	0.00	1.02
スウェーデン・クローネ	0.01	0.00	0.01
	100.00	100.00	

通貨別ポートフォリオ（％）（2015年5月31日現在）

通貨	ポートフォリオ 組入比率（％）	指数 組入比率（％）	差 （％）
ユーロ	99.84	100.00	- 0.16
英ポンド	0.11	0.00	0.11
デンマーク・クローネ	0.03	0.00	0.03
ポーランド・ズウォティ	0.01	0.00	0.01
ノルウェー・クローネ	0.01	0.00	0.01
	100.00	100.00	

サブ・ファンドの方針に従い、投資運用会社は、日々、サブ・ファンドの通貨ポジションを監視している。

サブ・ファンドの通貨エクスポージャーは、同注記4に後述されている。

カナダ・ボンド・ファンド

金融リスクの管理

サブ・ファンドの主な投資目的は、主としてカナダドル建て投資適格固定利付商品への投資を通じ、安定したインカム収益を追求し、長期的な資本成長を目指すことである。サブ・ファンドのベンチマークは、パークレイズ・カナダ総合インデックスである。

サブ・ファンドの資産および負債は、下記を含む金融商品で構成される。

- ・ サブ・ファンドの投資目的および投資方針に従い保有される債券を含む投資対象
- ・ サブ・ファンドの投資活動から直接発生する現金および現金等価物

サブ・ファンドの業務により、サブ・ファンドは様々な金融リスク（市場リスク（適正価額金利リスク、キャッシュフロー金利リスクおよびその他の価格リスク）、信用リスクおよび流動性リスク）にさらされる。サブ・ファンドの総合リスク管理プログラムは、金融市場が予見不可能であることを重視し、サブ・ファンドの財務実績が被り得る悪影響の最小化に努めている。

市場価格リスク

サブ・ファンドは、主として公認取引所に上場されまたはかかる取引所で取引される国債、国際機関債、社債、カナダ州政府により発行された債券または資産担保证券、および／または公認取引所で取引されるカナダの国内債を含む各種商品の取引を行っている。サブ・ファンドの純資産の少なくとも50％は、高品質のカナダ国債に投資されなければならない。

サブ・ファンドは、証券の空売りを行うことまたはショート・ポジションを維持することはできない。

すべての証券投資は、資本の損失リスクを提示する。サブ・ファンドの債務証券は、商品の将来価格が不確定であることによる市場価格リスクの影響を受けやすい。投資運用会社は、指定された制限の範囲内で証券およびその他の金融商品を慎重に選別することによりかかるリスクを軽減する。ポートフォリオの構築は、サブ・ファンドのガイドラインにより推進される総合的リスク・コントロールの枠組みの中で行われ、サブ・ファンドの全般的市場ポジションは、サブ・ファンドの投資運用会社により日々監視される。

サブ・ファンドは、ベンチマークと比べた予想実績に対する偏差によってリスクを確定する。国／デュレーション、セクター／証券の選別上の取引前リスク予算は、商品の投資プロセスの中であらかじめ定められる。投資運用会社は、定期的に、ベンチマークおよび実績目標と対照して達成されたサブ・ファンドの実績を監視し精査する。関連する場合、投資運用会社はまた、社内およびチームの目標と一致させるため資産配分およびセクター戦略の見直しも行う。

T・ロウ・プライスの定量・ポートフォリオ分析グループは、定期的に、サブ・ファンドのベンチマークからの偏差（トラッキング・エラー）から生じるサブ・ファンドの取引前リスクについて分析する。かかる数値は、妥当なリスク管理ツール（例えば、ウィルシャー・アクシオム、バークレイズ・キャピタル・ポイント）および社内開発ツールを用いて算定される。

サブ・ファンドの市場リスクは、主要構成要素（実際の市場価格の変動および金利変動）により影響を受ける。金利の変動は、後記の項に記載される。サブ・ファンドの市場リスク・エクスポージャーは、投資有価証券明細表に記載される有価証券を言及している。

過去12ヵ月間の実績リターンボラティリティの分析に基づき、カナダ・ボンド・ファンドは、2014年12月1日から2015年11月30日までの期間について、同期間のベンチマークの5.58%の標準偏差と比較して年率4.65%のリターンの標準偏差を示している。

カナダ債市場が、2015年11月30日現在でバークレイズ・カナダ総合インデックスにより表象されるように前年度中に5%（クーポンの支払を含む。）上昇し、その他すべての変数が一定であった場合、買戻可能受益証券保有者に帰属する純資産は約1,360,527カナダドル増加していたと思われる。これらの数字は、2015年11月30日現在24,514,001¹⁶カナダドルであったNAVおよびこれを裏付ける過去のベータ1.110¹⁷に基づいている。逆に、比較できるベンチマーク指数が5%下落していた場合、買戻可能受益証券保有者に帰属する純資産は、2015年11月30日現在のサブ・ファンドの純資産に基づき約1,360,527カナダドル減少していたと思われる。

2015年5月31日に終了した前財務報告年度と比較すると、カナダ債市場が、2015年5月31日現在でバークレイズ・カナダ総合インデックスにより表象されるように関係する期間に5%（クーポンの支払を含む。）上昇し、その他すべての変数が一定であった場合、買戻可能受益証券保有者に帰属する純資産は約1,497,264カナダドル増加していたと思われる。これらの数字は、2015年5月31日現在26,993,145¹⁸カナダドルであったNAVおよびこれを裏付ける過去のベータ1.112¹⁹に基づいている。逆に、比較できるベンチマーク指数が5%下落していた場合、買戻可能受益証券保有者に帰属する純資産は、2015年5月31日現在のサブ・ファンドの純資産に基づき約1,497,264カナダドル減少していたと思われる。

ベータ係数分析の限界は、主に、過去データを参照するプロセスであることである。サブ・ファンドがベンチマークと比べた予想実績に対する偏差によってリスクを確定しており、投資運用会社は、サブ・ファンドの取引前トラッキング・エラーを定期的に計算している。

トラッキング・エラー・リスクは、ベンチマークとは異なる方法で（例えば、カーブ、セクターまたは銘柄選別法）ポートフォリオのポジショニングを行うことにより生じる。トラッキング・エラーは、インベストメント・マネジャーにとって有益ではあるものの、多少の制限も受ける。トラッキング・エラーは、通常の収益分配を想定している。最近の広報により示されるように、収益分配は一般的ではなく、そのため、トラッキング・エラーの利用は、誤解を招く可能性がある。

¹⁶ 買戻可能受益証券保有者の評価に基づいてエスエムティー・ファンド・サービシーズ（アイルランド）リミテッドが提供する資産評価額。

¹⁷ 過去3年間のベータ1.110 - （T・ロウ・プライス提供の月次実績データに基づく）2015年11月30日現在のファンドの実績総対バークレイズ・カナダ総合インデックス

¹⁸ 買戻可能受益証券保有者の評価に基づいてエスエムティー・ファンド・サービシーズ（アイルランド）リミテッドが提供する資産評価額。

¹⁹ 過去3年間のベータ1.112 - （T・ロウ・プライス提供の月次実績データに基づく）2015年5月31日現在のファンドの実績総対バークレイズ・カナダ総合インデックス

金利リスク

サブ・ファンドの金融資産および負債の大部分は、利息を生じる。そのため、サブ・ファンドは、市場金利の実勢レベルの変動により相当のリスクを負うことがある。金利リスクは、金利レベル、イールドカーブの勾配、イールドカーブの形状またはその他の金利関連事項の変動から生じるリスクである。

金利は、国際債券市場および金融市場の需要と供給を牽引する基本的および技術的要因により決定される。サブ・ファンドの利付金融資産および負債は、市場金利の実勢レベルの変動がファンドの財務ポジションおよびキャッシュフローに及ぼす影響に関連するリスクをファンドに負わせる。

金利リスクは、ベンチマークとの比較により管理される。金利リスク報告書は、毎日、投資運用会社に提供される。金利リスクの負担は、満期バケット毎に詳述されるデュレーションの内訳およびベンチマークからの偏差により示される。

格付別およびセクター別の内訳および偏差等のその他の報告書もまた、サブ・ファンドの投資運用会社に提供される。ポートフォリオ/ベンチマークの偏差は、サブ・ファンドのモデル・ポートフォリオとも比較される。

2015年11月30日現在の投資対象の持高および市場データに基づき、その他の変数が一定である場合にプラス0.5%のイールドカーブの平行移動²⁰の変化分に対する影響により、買戻可能受益証券保有者に帰属する純資産は直ちに約3.8%減少することになり、これは2015年11月30日現在のサブ・ファンドの純資産額24,514,001²¹カナダドルおよびサブ・ファンドの有効デュレーション7.60に基づき、債券価格の919,275カナダドルの下落に相当する。

マイナス0.5%のイールドカーブの移動の変化分に対する影響により、買戻可能受益証券保有者に帰属する純資産は直ちに約3.8%増加することになる。2015年11月30日現在の詳細な情報については、下記の表を参照のこと。

N A Vにおける変化分に対する影響（2015年11月30日現在）

イールドカーブの移動	市場価格の変化分に対する影響	カナダドル相当額
+ 0.50%	- 3.8%	- 919,275
+ 1.00%	- 7.6%	- 1,838,550
- 0.50%	+ 3.8%	919,275
- 1.00%	+ 7.6%	1,838,550

2015年5月31日現在のサブ・ファンドの有効デュレーションを7.34とし、同一の裏付けイールドカーブの移動の想定による2015年5月31日現在のN A Vにおける変化分に対する影響について、下記を参照されたい。2015年5月31日現在のファンドのN A Vは、26,993,145²²カナダドルであった。

N A Vにおける変化分に対する影響（2015年5月31日現在）

イールドカーブの移動	市場価格の変化分に対する影響	カナダドル相当額
+ 0.50%	- 3.7%	- 988,446
+ 1.00%	- 7.4%	- 1,976,893
- 0.50%	+ 3.7%	988,446
- 1.00%	+ 7.4%	1,976,893

債券ポートフォリオ内で引き継がれるリスクを攻略するため、単一デュレーション数を利用することには限界がある。有効デュレーションは、ポートフォリオ分析およびリスク管理において重要ツールではあるが、かかる単一デュレーション数は、金利の平行移動に対する債券の感応度の推定値であると認識することが重要である。有効デュレーションは多くの目的のため有益かつ便利である一方、厳格なリスク管理に従い、金利の変動はカーブの全域で高度に相互に関連することが多いものの、実際にはイールドカーブの勾配および形状は時を経て変化すると認識しなければならない。

サブ・ファンドの方針により、投資運用会社は、日々、サブ・ファンドの全般的な金利感応度を監視する。

²⁰ イールドカーブの平行移動は、すべての債券の満期時利回りの変動が同じである移動をいう。

²¹ 買戻可能受益証券保有者の評価に基づいてエスエムティー・ファンド・サービシーズ（アイルランド）リミテッドが提供する資産評価額。

²² 買戻可能受益証券保有者の評価に基づいてエスエムティー・ファンド・サービシーズ（アイルランド）リミテッドが提供する資産評価額。

信用リスク / 取引相手方リスク

固定利付資産（先進国の国債を含む。）は、信用リスクにさらされている。サブ・ファンドは信用リスクの負担を引き受けるが、信用リスクとは、取引相手方または発行体が期日に全額の支払を行うことができないリスクである。信用調査は、通常、セクター別投資適格社債市場の分析によって明示される。

投資プロセスにおいて、サブ・ファンドの投資領域内の投資機会を識別するための厳密な信用調査に投資運用会社は重点を置く。投資の決定は、財務書類の分析および企業の経営陣との協議に基づく。信用アナリストは自らの業種を綿密に検討し、ポートフォリオのすべての持高、ベンチマークの銘柄およびサブ・ファンドが保有していないが保有が考えられ得る銘柄の監視について責任を有する。

サブ・ファンドのガイドラインに従い、投資対象は、国際的格付機関によりB B B - / B a a 3以上に格付されていることを要する。サブ・ファンドの加重平均格付は、A A - / A a 3以上に維持されており、サブ・ファンドのN A Vの最大10%が、B B B - / B a a 3の証券に投資され得る。サブ・ファンドの純資産価額の最低50%は、国際的格付機関によりA / A 2以上に格付されている高品質のカナダドル建て国債に投資される。

サブ・ファンドの格付カテゴリー別内訳（2015年11月30日現在）

信用格付	ポートフォリオ組入比率 （ % ）	指数組入比率 （ % ）	差 （ % ）
A A A	50.56	47.30	3.26
A A	22.91	34.91	- 12.00
A	20.14	10.45	9.69
B A A	5.03	7.34	- 2.31
現金*	1.36	0.00	1.36

	100.00	100.00	
--	--------	--------	--

* クーボンの支払が予想される場合、現金は決済ベースで負の数値とはならない。

サブ・ファンドの格付カテゴリ別内訳（2015年5月31日現在）

信用格付	ポートフォリオ組入比率 (%)	指数組入比率 (%)	差 (%)
A A A	53.42	48.33	5.09
A A	23.08	33.95	- 10.87
A	18.73	10.71	8.02
B A A	4.70	7.01	- 2.31
現金*	0.07	0.00	0.07
	100.00	100.00	

* クーボンの支払が予想される場合、現金は決済ベースで負の数値とはならない。

サブ・ファンドの主な信用リスクの集中は、債務証券にみられる。資産の取得時において、サブ・ファンドのNAVの5%を超えて、政府以外の同一企業の社債に投資することはできない。さらに、サブ・ファンドの純資産の最大20%まで、カナダ州政府により発行または保証されている証券に投資することができる。

信用の集中は、日々、ポートフォリオ運用部門および信用分析チームによって監視される。信用エクスポージャーは、カスタマイズされた要件および基準に従い監視される。セクター／格付、セクター／デュレーションおよび発行体の詳細な内訳・エクスポージャー報告書ならびに業界報告書は、定期的に提供され、監視される。

取引相手方リスクに関連する信用リスクは、限定される。取引相手方リスクは、取引相手方がその締結した約定を履行することができないまたは意思がないため、サブ・ファンドに財務損失を負わせるリスクである。サブ・ファンドのすべての取引は、3日から5日の決済期間で、承認されたブローカーを用いて完了されかつ決済される。ブローカーが支払を受領した時点でのみ、販売済証券の引渡しが行われるため、決済不履行リスクは最小であると考えられる。ブローカーが証券を受け取り次第、購入に基づく支払が行われる。いずれかの当事者がその義務を履行しない場合、取引は成立しない。

サブ・ファンドは、取引を行う相手方当事者に対する信用リスクにさらされ、また決済不履行リスクを負うことになる。投資運用会社は、予め管理会社が承認している取引相手方との取引のみによってサブ・ファンドに係る取引相手方リスクを最小限にする。英文目論見書にあるとおり、取引相手方は以下の条件を満たさなければならない。

- 取引相手方は、125百万ユーロまたは外貨でそれに相当する金額を超える受益者資金を保有していること。
- 取引相手方の名称が、サブ・ファンドが発行する半期／年次報告書の中で開示されること。
- 取引相手方が少なくとも週に一度取引を評価することに同意し、かつ管理会社の請求に応じて、公正価額で取引を終えることを投資運用会社が確認していること。
- 店頭デリバティブに関するいずれか1社の取引相手方への当初投資額が、サブ・ファンドのNAVの5%を超えないこと。

受託会社であるエスエムティー・トラスティ（アイルランド）リミテッドは、その保管会社としてスミット・ミツイ・トラスト（ユーケー）リミテッドを任命した。スミット・ミツイ・トラスト（ユーケー）リミテッドは、次に、そのグローバル副保管会社としてBBH&Co.を任命した。現金および証券の両方が、銀行であるBBH&Co.に現金が保管されることで、最終的にBBH&Co.に保管される。サブ・ファンドは、BBH&Co.スweepプログラムを締結することを選択している。同プログラムでは、BBH&Co.が、オーバーナイト・エクスポージャーを分散するために、および／または多様な口座についての利息を得るために、オーバーナイト適格銀行を取引相手方とする口座に現金を移動させることを意味する。サブ・ファンドは、CMSプログラムに参加することが（sweepされた残高についての損失のような）投資リスクを負担することを承知しており、またオフショア・オーバーナイト定期預金に伴うソブリンおよび取引相手方リスクを受け入れている。サブ・ファンドの物的資産は、ファンドにおけるその他のファンドの資産から、および受託会社、保管会社およびグローバル副保管会社の独自の資産から分別管理される。フィッチによるBBH&Co.の信用格付は、A+（2015年5月31日：A+）である。

流動性リスク

流動性リスクは、概して、サブ・ファンドが、期日にその支払義務の全額を履行することができないもしくは履行するための十分な現金を調達することができないリスク、または著しく不利な条件でのみ当該義務を履行し得るリスクを示す。流動性リスクは、市場に十分な奥行きがないかまたは市場が混乱しているため、特定の証券またはデリバティブのポジションを容易に終了または相殺することができない場合にも、同様に適用され得る。

サブ・ファンドは、買戻可能受益証券が毎日現金で買戻されるリスクを負っているが、キャッシュフローに関する制限に従う義務はない。サブ・ファンドの証券は、公認取引所に上場されているため、容易に換金可能（T + 2）である。サブ・ファンドは、流動性のない証券を保有しない。

サブ・ファンドは、決済を確保するため短期の借入れを行うことができる（借入れは、サブ・ファンドのNAVの10%を超えてはならない）。当年度中にかかる借入れは発生していない。先物およびオプションは許容されているが、サブ・ファンドは、2015年11月30日および2015年5月31日現在、こうした種類の証券に投資していない。

サブ・ファンドの方針に従って、投資運用会社は日々ベースでサブ・ファンドの流動性ポジションを監視する。以下の表は、サブ・ファンドの資産および負債を分析し、債券の満期日までの残存期間に基づき該当満期別にグループ化したものである。

2015年11月30日現在のサブ・ファンドの金融負債の満期プロフィールは、以下のとおりであった。

	1 ヶ月未満	合計
	C A D	C A D
負債		
未払債務 - 1 年以内支払期限到来	267,663	267,663
買戻可能受益証券保有者に帰属する純資産	24,514,001	24,514,001
負債合計	24,781,664	24,781,664

2015年5月31日現在のサブ・ファンドの金融負債の満期プロフィールは、以下のとおりであった。

	1 ヶ月未満	合計
	C A D	C A D
負債		
未払債務 - 1 年以内支払期限到来	251,208	251,208
損益を通じて公正価値で測定する金融負債	3	3
買戻可能受益証券保有者に帰属する純資産	26,993,145	26,993,145
負債合計	27,244,356	27,244,356

通貨リスク

すべてのサブ・ファンドの投資証券および現金の通貨エクスポージャーは、以下のとおりである。

ユーロ・ボンド・ファンド	2015年11月30日	2015年 5月31日
	E U R	E U R
デンマーク・クローネ	127,591	130,443
ポーランド・ズウォティ	101,115	-
英ポンド	3	3
スウェーデン・クローネ	84,785	55,063
合計	313,494	185,509

カナダ・ボンド・ファンド	2015年11月30日	2015年 5月31日
	C A D	C A D
ユーロ	-	4,790
日本円	-	(3)
合計	-	4,787

米国優先証券ファンド	2015年11月30日	2015年 5月31日
	U S \$	U S \$
ユーロ	17,379	18,054
日本円	1,082	1,072
合計	18,461	19,126

5．外貨を含む現金預金

現金残高は、B B H & C o . に保有され、またオーストラリア・ボンド・ファンドの負担する証拠金90,050豪ドル（2015年5月31日：96,582豪ドル）は、マクワイア・バンク・リミテッド、オーストラリアに保有されている。先物契約に係る証拠金は、サブ・ファンドがこれら持高をクローズするかかる時点まで引出制限を課せられることがある。

6．未収債権

	E U R	A U D	C A D	U S \$
未収利息	-	414	6	7
ファンド受益証券発行未収金	-	326,794	80,640	-
投資有価証券発行未収金	-	1,476,752	-	-
その他の資産	-	-	40,816	-
2015年11月30日現在	-	1,803,960	121,462	7

	E U R	A U D	C A D	U S \$
未収利息	-	787	19	8
ファンド受益証券発行未収金	61,274	155,150	-	-
その他の資産	-	2,670	44,051	-
2015年 5月31日現在	61,274	158,607	44,070	8

7. 未払債務 - 1年以内支払期限到来

	E U R	A U D	C A D	U S \$
未収利息	9	-	-	3
ファンド受益証券買戻未払金	40,007	522,662	205,764	36,404
投資有価証券購入未払金	-	2,662,151	-	-
未払報酬引当金（注9）	35,437	122,604	61,899	63,702
未払分配金	5,423	220,529	-	69,145
2015年11月30日現在	80,876	3,527,946	267,663	169,254

	E U R	A U D	C A D	U S \$
未収利息	24	-	-	3
ファンド受益証券買戻未払金	-	115,128	50,347	50,775
投資有価証券購入未払金	17,039	-	148,306	-
未払報酬引当金（注9）	15,365	101,702	52,555	54,784
未払分配金	5,612	236,260	-	75,904
2015年5月31日現在	38,040	453,090	251,208	181,466

8. 期間/年度中発行および買戻しの買戻可能受益証券

	ユーロ・ ボンド・ ファンド	オーストラリア・ ボンド・ ファンド	カナダ・ ボンド・ ファンド	米国 優先証券 ファンド
2015年11月30日	(口)	(口)	(口)	(口)
期首現在発行済受益証券数	515,860	5,755,650	2,607,210	3,793,820
発行受益証券数	124,600	280,980	24,100	124,470
買戻受益証券数	(148,950)	(653,460)	(200,410)	(461,110)
期末現在発行済受益証券数	491,510	5,383,170	2,430,900	3,457,180

	ユーロ・ ボンド・ ファンド	オーストラリア・ ボンド・ ファンド	カナダ・ ボンド・ ファンド	米国 優先証券 ファンド
2015年5月31日	(口)	(口)	(口)	(口)
期首現在発行済受益証券数	553,560	5,805,120	2,770,770	3,818,980
発行受益証券数	27,900	483,710	66,900	351,170
買戻受益証券数	(65,600)	(533,180)	(230,460)	(376,330)
期末現在発行済受益証券数	515,860	5,755,650	2,607,210	3,793,820

9. 報酬および費用

各サブ・ファンドは、以下の年率で、毎日発生し毎月後払いで支払われる月次報酬を管理会社に支払う。

毎月分配ユーロ・ボンド・ファンドおよび毎月分配オーストラリア・ボンド・ファンド

N A Vの年率0.60%

毎月分配カナダ・ボンド・ファンド

N A V100,000,000カナダドル以下の場合：0.61%

N A V100,000,000カナダドル超の場合：0.67%

毎月分配 米国優先証券ファンド

N A V100,000,000米ドル以下の場合：0.60%

N A V100,000,000米ドル超500,000,000米ドル以下の場合：0.61%

N A V500,000,000米ドル超1,000,000,000米ドル以下の場合：0.66%

N A V1,000,000,000米ドル超の場合：0.71%

この報酬の中から管理会社は、販売会社および代行協会員の報酬を支払う。代行協会員は0.10%の年率で報酬を受領し、販売会社は残高を受領する。

管理会社はまた、各サブ・ファンドの資産から、毎日発生し毎月後払いされる、以下の料率の年次管理事務代行報酬を受領する。

毎月分配ユーロ・ボンド・ファンド

N A V 100,000,000ユーロ以下の場合：0.13%

N A V 100,000,000ユーロ超1,000,000,000ユーロ以下の場合：0.115%

N A V 1,000,000,000ユーロ超の場合：0.10%

毎月分配オーストラリア・ボンド・ファンド

N A V 200,000,000豪ドル以下の場合：0.13%

N A V 200,000,000豪ドル超1,000,000,000豪ドル以下の場合：0.115%

N A V 1,000,000,000豪ドル超の場合：0.10%

毎月分配カナダ・ボンド・ファンド

N A V 100,000,000カナダドル以下の場合：0.12%

N A V 100,000,000カナダドル超の場合：0.11%

毎月分配 米国優先証券ファンド

N A V 100,000,000米ドル以下の場合：0.11%

N A V 100,000,000米ドル超の場合：0.10%

管理会社は、各サブ・ファンドの資産から、サブ・ファンドのN A Vの0.06%の料率で、毎日発生し毎月後払いで支払われる年次報酬を受託会社に支払う。受託会社は、その業務遂行上負担した現金支出費のすべてを、サブ・ファンドの資産から払戻しを受ける権利を有する。

管理会社は、サブ・ファンドの資産から、投資運用会社に以下の料率で年次報酬を支払う。かかる報酬はサブ・ファンドのN A Vに基づいて、毎日発生し毎月後払いで支払われる。

毎月分配ユーロ・ボンド・ファンド

N A V 250,000,000ユーロ以下の場合：0.50%

N A V 250,000,000ユーロ超500,000,000ユーロ以下の場合：0.45%

N A V 500,000,000ユーロ超の場合：0.40%

毎月分配オーストラリア・ボンド・ファンド

N A V 500,000,000豪ドル以下の場合：0.50%

N A V 500,000,000豪ドル超1,000,000,000豪ドル以下の場合：0.45%

N A V 1,000,000,000豪ドル超の場合：0.40%

毎月分配カナダ・ボンド・ファンド

N A V 100,000,000カナダドル以下の場合：0.50%

N A V 100,000,000カナダドル超の場合：0.45%

毎月分配 米国優先証券ファンド

N A V 500,000,000米ドル以下の場合：0.60%

N A V 500,000,000米ドル超1,000,000,000米ドル以下の場合：0.55%

N A V 1,000,000,000米ドル超の場合：0.50%

投資運用会社はその報酬の中から、管理会社の承認を得て投資運用会社が任命したすべての投資顧問会社に報酬を支払う。

管理会社は、各サブ・ファンドの資産から、印刷費、監査報酬、法務報酬、配達料金、投資運用会社の合理的旅費、および通信費を含む各サブ・ファンドに関連する管理会社の一般管理費の全額の払戻しを受ける権利を有する。通常の商業レートで請求されるかかる費用の合計額は、各サブ・ファンドにとって大きな負担となる場合があることを投資家にアドバイスする。

期間／年度末現在の未払報酬は、以下のとおりである。

	E U R	A U D	C A D	U S \$
受託会社報酬	259	2,733	1,223	1,322
販売会社報酬	2,154	22,766	10,344	11,049
代行協会員報酬	432	4,568	2,042	2,216
投資運用報酬	1,291	22,779	6,068	13,265
投資顧問報酬	865	-	4,085	-
管理事務代行報酬	561	5,922	2,446	2,424
副保管費用	730	1,646	-	574
監査報酬	1,693	17,654	7,638	8,049
その他の費用	27,452	44,536	28,053	24,803
2015年11月30日	35,437	122,604	61,899	63,702

	E U R	A U D	C A D	U S \$
受託会社報酬	282	2,846	1,374	1,544
販売会社報酬	2,341	25,351	11,636	12,862
代行協会員報酬	468	5,070	2,282	2,572
投資運用報酬	1,405	23,721	6,845	15,437
投資顧問報酬	936	-	4,563	-
管理事務代行報酬	610	6,167	2,748	2,830
副保管費用	815	1,806	-	928
監査報酬	3,321	32,883	14,766	14,228
その他の費用	5,187	3,858	8,341	4,383
2015年 5 月31日	15,365	101,702	52,555	54,784

10．損益を通じて公正価値で測定する金融資産および負債に係る純（損）益

2015年11月30日に終了した期間の投資活動における純（損）益は、以下のとおりである。

	E U R	A U D	C A D	U S \$
以下からの実現純利益：				
- 投資証券および通貨	47,799	493,058	149,055	227
- 先物契約	-	476,570	-	-
- 先渡為替契約	2,157	46	1	-
	49,956	969,674	149,056	227
以下からの実現純損失：				
- 投資証券および通貨	(19,675)	(220,596)	(77,225)	(212,304)
- 先物契約	-	(483,533)	-	-
- 先渡為替契約	(2,059)	(341)	(391)	(458)
	(21,734)	(704,470)	(77,616)	(212,762)
以下からの未実現利益の変動純額：				
- 投資証券および通貨	-	-	-	205
- 先渡為替契約	-	-	3	-
	-	-	3	205
以下からの未実現損失の変動純額：				
- 投資証券および通貨	(55,880)	(1,177,481)	(621,574)	(343,857)
- 先渡為替契約	(230)	-	-	(10)
	(56,110)	(1,177,481)	(621,574)	(343,867)
受取配当金	-	-	-	338,760
支払配当金	-	-	-	(68,213)
受取利息	80,087	1,386,987	417,333	483,079
純費用平準化	(591)	(4,821)	(51,135)	(32,412)
純資本平準化	(13,405)	(192,995)	(16,628)	-
損益を通じて公正価値で測定する金融資産・負債に係る純（損）益	38,203	276,894	(200,561)	165,017

2014年11月30日に終了した期間の投資活動における純利益は、以下のとおりである。

	E U R	A U D	C A D	U S \$
以下からの実現純利益：				
- 投資証券および通貨	117,114	110,080	192	690,075
	117,114	110,080	192	690,075
以下からの実現純損失：				
- 投資証券および通貨	-	-	(172,758)	(1,276)
- 先物契約	-	(38,112)	-	-
- 先渡為替契約	(10,321)	(426)	(193)	-
	(10,321)	(38,538)	(172,951)	(1,276)
以下からの未実現利益の変動純額：				
- 投資証券および通貨	72,371	849,534	464,351	-
- 先渡為替契約	392	-	-	-
	72,763	849,534	464,351	-
以下からの未実現損失の変動純額：				
- 投資証券および通貨	-	-	-	(658,006)
- 先物契約	-	(22,111)	-	-
	-	(22,111)	-	(658,006)
受取配当金	-	-	-	320,903
支払配当金	-	-	-	(41,434)
受取利息	86,627	1,513,693	908,570	705,720
支払利息	-	(25)	(373,398)	(92,189)
純収益平準化	-	2,249	-	-
純費用平準化	(3,002)	-	(46,640)	-
純資本平準化	(19,765)	11,663	(65)	2,072
損益を通じて公正価値で測定する金融資産・負債に係る純利益	243,416	2,426,545	780,059	925,865

11. 関連当事者間取引

管理会社、受託会社、投資運用会社、代行協会員、販売会社および関連会社は、財務報告基準（F R S 102）の下で関連当事者であるとみなされる。

当期中に関連当事者に支払われた報酬は、運用計算書上に開示されている。期末現在の関連当事者への未払金額は、注記9に開示されている。

大和証券株式会社は、唯一の受益者であり、各サブ・ファンドの受益証券を100%保有している。

A I F 規則書の要件に基づき、管理会社、投資運用会社、受託会社、投資顧問会社または委託先もしくはグループ会社（以下「関連当事者」という。）によりファンドが行うすべての取引は、対等当事者間取引のように遂行され、受益者の最善の利益に適うものでなければならない。管理会社は、上記の義務が関連当事者とのすべての取引に適用されることを確実にするための（文書化された手順により証明される）取決めが揃い、かつ、当期中の関連当事者との取引が上記の義務に準拠していたことを満たしている。

12. 分配方針

管理会社は、各サブ・ファンドが受領したすべての純利息、配当およびその他の収益から分配を毎月宣言する意向である。ただし、信託証書に定める規定に従って適当な調整を行うことを条件とする。管理会社はまた、毎月または管理会社が決定するその他の時期に、各サブ・ファンドの実現および未実現売買益から実現および未実現売買損を差し引いた額を、受益者に分配することができる。

分配は各月の最終営業日に宣言され、カナダ・ボンド・ファンド（各月の15日に分配が宣言され、当該日が営業日でない場合には前営業日に宣言され、分配落日の翌営業日に支払われる。）を除く各サブ・ファンドの場合、日本で販売される受益証券に関しては販売会社に対して、分配落日直後の第2営業日に支払われる。分配は、分配落日の前営業日が終了した時点で受益者名簿に記載されている受益者に対して支払われる。

2015年11月30日に終了した期間の分配金は、以下のとおりであった。

	1口当たり 分配金	分配金額	1口当たり 分配金	分配金額
	E U R	E U R	A U D	A U D
2015年 6 月	0.011	5,650	0.041	234,104
2015年 7 月	0.011	5,578	0.041	234,427
2015年 8 月	0.011	5,583	0.041	235,533
2015年 9 月	0.011	5,559	0.041	236,437
2015年10月	0.011	5,452	0.041	227,526
2015年11月	0.011	5,423	0.041	220,529
合計		33,245		1,388,556

	C A D	C A D	U S \$	U S \$
2015年 6 月	0.022	56,854	0.020	74,191
2015年 7 月	0.022	56,399	0.020	73,385
2015年 8 月	0.022	55,920	0.020	71,739
2015年 9 月	0.022	55,590	0.020	70,727
2015年10月	0.022	55,082	0.020	70,463
2015年11月	0.022	54,709	0.020	69,145
合計		334,554		429,650

2014年11月30日に終了した期間の分配金は、以下のとおりであった。

	1口当たり 分配金	分配金額	1口当たり 分配金	分配金額
	E U R	E U R	A U D	A U D
2014年 6 月	0.011	6,060	0.041	238,508
2014年 7 月	0.011	5,946	0.041	239,428
2014年 8 月	0.011	5,909	0.041	238,418
2014年 9 月	0.011	5,689	0.041	238,772
2014年10月	0.011	5,681	0.041	239,713
2014年11月	0.011	5,660	0.041	238,956
合計		34,945		1,433,795

	C A D	C A D	U S \$	U S \$
2014年 6 月	0.022	60,727	0.020	76,246
2014年 7 月	0.022	60,587	0.020	76,258
2014年 8 月	0.022	59,522	0.020	77,360
2014年 9 月	0.022	59,350	0.020	77,182
2014年10月	0.022	59,022	0.020	77,019
2014年11月	0.022	58,340	0.020	76,872
合計		357,548		460,937

13．純資産額の推移

	E U R	A U D	C A D	U S \$
2015年11月30日				
N A V	E U R 5,244,148	A U D 54,516,257	C A D 24,514,001	U S \$ 26,782,382
受益証券数（口）	491,510	5,383,170	2,430,900	3,457,180
1口当たり N A V	E U R 10.67	A U D 10.13	C A D 10.08	U S \$ 7.75

2015年5月31日

NAV	EUR 5,553,794	AUD 59,700,066	CAD 26,993,145	US \$ 30,020,330
受益証券数（口）	515,860	5,755,650	2,607,210	3,793,820
1口当たりNAV	EUR 10.77	AUD 10.37	CAD 10.35	US \$ 7.91

2014年11月30日

NAV	EUR 5,531,696	AUD 60,271,622	CAD 27,069,380	US \$ 30,483,678
受益証券数（口）	514,640	5,828,200	2,645,880	3,840,770
1口当たりNAV	EUR 10.75	AUD 10.34	CAD 10.23	US \$ 7.94

14. 税金

現行の法令および実務に基づき、ファンドは、1997年統合租税法（改正済み）の第739条Bに定義される投資信託として適格性を有している。かかる基準にのっとり、その収益または利益に対してアイルランドの税金を課せられることがない。

しかしながら、「課税事由」が発生した場合には、アイルランドの税金が発生し得る。課税事由には、受益者への分配金支払、受益証券の換金、買戻し、消却、譲渡または当該受益証券取得開始より8年間経過した時点毎の受益証券の保有が含まれる。

以下に関して、課税事由についてファンドにアイルランドの税金は生じない。

- a) 税法上、アイルランド非居住者および課税事由発生時にアイルランドに通常居住していない受益者。ただし、1997年統合租税法（改正済み）の規定に基づき、ファンドが適切かつ有効な宣言書を保有していること、または適切な宣言書がない場合、総額の支払を行う許可をファンドがアイルランド歳入庁より得ていることを条件とする。
- b) 一定のアイルランド居住のアイルランドの税金の免税受益者。ただし、必要な署名入り法定申告書がファンドに提供されていなければならない。

ファンドによる投資に対して受領する受取配当金、受取利息およびキャピタル・ゲイン（もしあれば）には、投資収益／利益が発生する国の源泉税が課せられることがある。ファンドまたは受益者は、かかる税金の還付を受けることができないことがある。

15. ソフト・コミッション協定

ファンドは、いかなるソフト・コミッション協定も締結していない。

16. 当該報告書で使用された為替レート

毎月分配ユーロ・ボンド・ファンド

資産および負債をユーロに変換する際に、以下の為替レートが用いられた。

	2015年11月30日	2015年5月31日
デンマーク・クローネ	7.460183	7.460312
ポーランド・ズウォティ	4.270785	-
英ポンド	0.701618	0.718469
スウェーデン・クローネ	9.210743	9.367134

毎月分配カナダ・ボンド・ファンド

資産および負債をカナダドルに変換する際に、以下の為替レートが用いられた。

	2015年11月30日	2015年 5 月31日
ユーロ	-	0.730719
日本円	-	99.415181

毎月分配 米国優先証券ファンド

資産および負債を米ドルに変換する際に、以下の為替レートが用いられた。

	2015年11月30日	2015年 5 月31日
ユーロ	0.946840	0.912120
日本円	123.280000	124.095000

17. 後発事象

A I F M Dに関して更新された最新の目論見書は、現在アイルランド中央銀行が審査中である。新目論見書の最終承認および預託許可の最終承認は、2016年の初期に行われる見通しである。

当期末後から2016年 1 月22日の間に、財務書類上で開示を要求されるその他の事象は生じなかった。

（２）【投資有価証券明細表等】

ダイワ・ボンド・ファンド・シリーズ
毎月分配カナダ・ボンド・ファンド
投資有価証券明細表
2015年11月30日現在

	名目保有高	公正価額 (カナダドル)	純資産比率 (%)
債務証券			
オーストラリア			
Commonwealth Bank of Australia 5.15% 9-Apr-20	150,000	168,945	0.69
		168,945	0.69
カナダ			
Amex Canada 2.31% 29-Mar-18	225,000	228,078	0.93
Bank of Montreal 6.17% 28-Mar-23	500,000	547,875	2.23
Bank of Nova Scotia 2.74% 01-Dec-16	550,000	558,778	2.28
Canada Government 3% 01-Dec-15	252,000	252,013	1.03
Canada Government 2% 01-Jun-16	1,560,000	1,571,544	6.41
Canada Government 1.5% 01-Sep-17	894,000	907,526	3.70
Canada Government 3.75% 01-Jun-19	2,145,000	2,367,672	9.66
Canada Government 3.5% 01-Jun-20	2,049,000	2,288,835	9.34
Canada Government 2.75% 01-Jun-22	987,000	1,081,189	4.41
Canada Government 2.25% 01-Jun-25	1,660,000	1,758,355	7.17
Canada Government 5% 01-Jun-37	359,000	524,933	2.14
Canada Government 4% 01-Jun-41	1,190,000	1,576,583	6.43
Canadian Imperial Bank 2.65% 08-Nov-16	250,000	253,528	1.03
Daimler Canada Finance 3.28% 15-Sep-16	150,000	152,066	0.62
Enbridge 4.26% 01-Feb-21	200,000	211,030	0.86
GE Capital Canada Funding 5.73% 22-Oct-37	165,000	207,958	0.85
Gen Finance Canada 3.08% 22-May-20	225,000	224,447	0.92
HSBC Bank Canada 3.558% 04-Oct-17	150,000	155,141	0.63
Hydro One Inc 5.36% 20-May-36	250,000	297,868	1.22
Hydro-Quebec 5% 15-Feb-45	900,000	1,161,828	4.75
National Bank of Canada 2.702% 15-Dec-16	200,000	203,110	0.83
New Brunswick 3.65% 3-Jun-24	300,000	326,415	1.33
New Brunswick 4.8% 26-Sep-39	155,000	185,625	0.76
Nova Scotia Province 5.8% 01-Jun-33	205,000	272,898	1.11
Ontario Province 6.2% 02-Jun-31	625,000	863,581	3.52
Ontario Province 4.6% 02-Jun-39	597,000	715,857	2.92
Ontario Province 3.5% 02-Jun-43	784,000	801,326	3.27
Quebec Province 3.5% 1-Dec-22	240,000	261,830	1.07
Quebec Province 6.25% 01-Jun-32	274,000	380,739	1.55
Quebec Province 5% 01-Dec-38	483,000	603,460	2.46
Rogers Communications 4% 6-Jun-22	350,000	370,636	1.51
Royal Bank of Canada 2.77% 11-Dec-18	450,000	463,707	1.89
Suncor Energy 5.39% 26-Mar-37	200,000	219,054	0.89
Thomson Reuters 3.309% 12-Nov-21	200,000	204,126	0.83

	名目保有高	公正価額 (カナダドル)	純資産比率 (%)
債務証券（続き）			
カナダ（続き）			
Toronto-Dominion Bank FRN 09-Jul-23	370,000	405,798	1.66
Wells Fargo Financial Canada 2.774% 09-Feb-17	240,000	244,222	1.00
		22,849,631	93.21
イギリス			
BP Capital Markets 2.744% 24-Feb-17	150,000	152,334	0.62
		152,334	0.62
アメリカ合衆国			
Bank of America 5.15% 30-May-17	200,000	209,458	0.85
Citigroup Inc 3.39% 18-Nov-21	200,000	206,820	0.84
Goldman Sachs 5% 3-May-18	200,000	214,770	0.88
JP Morgan Chase 3.19% 5-Mar-21	200,000	206,222	0.84
Morgan Stanley 3.125% 05-Aug-21	200,000	205,074	0.84
		1,042,344	4.25
債務証券合計		24,213,254	98.77

ダイワ・ボンド・ファンド・シリーズ
 毎月分配カナダ・ボンド・ファンド
 組入証券変動明細表
 2015年11月30日現在

	名目取得高	名目売却高
Canada Government 3% 01-Dec-15	2,503,000	2,251,000
Canada Government 3.75% 01-Jun-19	200,000	1,150,000
Canada Government 2.75% 01-Jun-22	-	135,000
Canada Government 2.25% 01-Jun-25	1,660,000	-
Canada Government 5% 01-Jun-37	90,000	266,000
Canada Government 4% 01-Jun-41	290,000	365,000
Ford Credit Canada 3.7% 2-Aug-18	-	225,000
Gen Finance Canada 3.08% 22-May-20	225,000	-
Quebec Province 3.5% 1-Dec-22	360,000	120,000
Quebec Province 6.25% 01-Jun-32	-	245,000

上記は、アイルランド中央銀行により要求される、当期中の投資有価証券の変動計算書を表章する。当該明細表は、当期中における取得有価証券の上位 7 銘柄および売却有価証券の上位 8 銘柄を表示している。当期中に、他の取得または売却有価証券はなかった。同表は、期首現在保有高および期末現在保有高間の調整について表示するものではない。

4【管理会社の概況】

（１）【資本金の額】

授権株式資本は、１株当たり１スターリング・ポンドの普通スターリング・ポンド株式40万株および１株当たり１ユーロの普通ユーロ株式5,000万株です。2015年12月末日現在、払込済株式資本は、40万スターリング・ポンド（約7,151万円）および2,850万ユーロ（約37億5,545万円）です。

（注）スターリング・ポンド（以下「英ポンド」といいます。）およびユーロの円貨換算は、平成27年12月30日現在の株式会社三菱東京ＵＦＪ銀行の対顧客電信売買相場の仲値（１英ポンド＝178.78円、１ユーロ＝131.77円）によります。

（２）【事業の内容及び営業の状況】

管理会社は、投資信託業務を行うことを主たる目的とします。また、管理会社は、アイルランド中央銀行によりオルタナティブ投資ファンド運用会社として認可されています。ファンドおよび受益者に代わり、組入証券の購入、売却、申込みおよび交換ならびにファンド資産に直接または間接に付随するすべての権利の行使を含む管理運用業務を行います。

管理会社は、ファンドの資産の運用について管理会社に投資運用業務を提供する投資運用会社としてT・ロウ・プライス・インターナショナル・リミテッドを任命しています。

管理会社は、信託証書の終了まで、管理会社として行為するものとしますが、アイルランド中央銀行が承認する他の会社のために辞任する権利を有します。（ ）管理会社が清算手続（受託会社により予め書面をもって承認される条件に従って組織変更または合併の目的で行う任意清算を除き）に入った場合、または管理会社の資産に管財人が選任された場合、または（ ）十分な理由に基づき受託会社が管理会社の変更が受益者の利益にとって好ましいという意見を書面をもって述べた場合、または（ ）受益者が特別決議をもって管理会社が退任すべき旨を決定した場合、受託会社は、（ ）の場合には直ちに、（ ）および（ ）の場合は３か月経過後、（アイルランド中央銀行の承認に基づき）後任の管理会社を任命しますが、信託証書を終了し、ファンドを解散することもできます。アイルランド中央銀行は、管理会社を、退任させるかまたは交替させることができます。管理会社は、自己の故意による違法行為、認識ある過失、悪意または過失についてのみ責任を負い、それ以外の場合は、信託証書に基づき管理会社が行う活動の結果生じる損失について、受託会社、ファンドまたは受益者に対し責任を負いません。特に、管理会社は、投資運用会社の助言に基づき善意により行為することについて責任を負いません。管理会社は、管理会社がその職務の適切な遂行において、（管理会社の認識ある過失、過失、悪意、詐欺行為、義務の遵守の重大な不履行または故意による違法行為を理由とする場合は別として）管理会社が被る一切の行為、実費、請求、損失、損害および費用についてファンドから補償され、損害を受けないことを保証されるものとします。

管理会社の取締役は、本書中の情報に対して責任を負います。取締役の知りまたは信じる限りにおいて、本書中の情報は事実に基づくものであり、かかる情報の意味に影響を与え得る事項は省略されていません（取締役はこれらの点が確保されるよう、あらゆる合理的な注意を払います）。取締役はこれに従った責任を負います。

信託証書は、アイルランド中央銀行の承認に基づき、管理会社が、管理会社の職務を他の当事者に委託することを許容しています。管理会社は、販売会社をファンドの販売会社として任命しています。

また、管理会社はダイワ・ポンド・ファンド・シリーズの管理事務の業務および機能も担います。管理会社は、信託証書に基づき、ファンドの投資目的および投資方針を考慮した上で、ダイワ・ポンド・ファンド・シリーズの一般的な管理運用業務および2013年欧州連合（オルタナティブ投資ファンド運用会社）規則（2013年法律第257号）の確実な遵守（投資対象および投資方針を考慮しながら、ファンドの資産の投資および再投資を含みます。）につき責任を負います。管理会社は、投資運用契約に従い、ファンドに関するポートフォリオ運用機能およびリスク管理機能の一部を、投資運用会社に委託しました。

管理会社は、法律上および営業上、投資運用会社から独立しており、かかる委託を受けた者らと管理会社の間にはいかなる関係も存在しません。

管理会社は、その意思決定手続および組織構造がダイワ・ボンド・ファンド・シリーズの受益者を確実に公平に取り扱うよう確保します。

受益者の公平な取扱い

管理会社は、その全ての決定において、ファンドの受益者を公平に取り扱うよう確保し、また、管理会社が一または複数の受益者を優先的に取り扱うことが、他の受益者に全体的に重大な不利益を生じさせないよう確保するものとします。

管理会社は、ファンドの投資方針、流動性特性および買戻方針の一貫性の確保に努めます。ファンドの投資方針、流動性特性および買戻方針は、受益者が全受益者の公平な取扱いに沿う方法で、かつ、ファンドの買戻方針および義務に従って自己の投資対象を買い戻す能力を有する場合に、一貫しているとみなされます。投資方針、流動性特性および買戻方針の一貫性の評価において、管理会社は、かかる買戻しが原資産価格またはファンドの個別資産のスプレッドに及ぼしうる影響につき考慮するものとします。

2015年12月末日現在、管理会社は、アイルランド籍契約型投資信託5本の管理および運用を行っています（純資産額の合計額はそれぞれ1,982,510,285.41米ドル、1,101,452,582.03豪ドル、4,762,007.27ユーロ、81,539,817.55カナダドル、293,089,293.31ニュージーランド・ドル、596,849,677.91ノルウェー・クローネ、4,772,028,828円です）。

設立国	種別	本数	純資産額の合計額（通貨別）
アイルランド	MMF	1	1,734,219,925.74米ドル
			1,050,617,061.71豪ドル
			59,091,992.82カナダドル
			293,089,293.31ニュージーランド・ドル
アイルランド	その他	4	248,290,359.67米ドル
			50,835,520.32豪ドル
			4,762,007.27ユーロ
			22,447,824.73カナダドル
			596,849,677.91ノルウェー・クローネ
			4,772,028,828円

（３）【その他】

本書提出前6か月以内において、訴訟事件その他管理会社に重要な影響を与えた事実、または与えると予想される事実はありません。

5【管理会社の経理の概況】

- a．管理会社の直近２事業年度の日本文の財務書類は、アイルランドにおける法令に準拠して作成された原文の財務書類を翻訳したものです。これは「特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令」に基づき、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」第131条第５項ただし書の規定の適用によるものです。
- b．管理会社の原文の財務書類は、外国監査法人等（公認会計士法（昭和23年法律第103号）第１条の３第７項に規定する外国監査法人等をいう。）であるケーピーエムジーから監査証明に相当すると認められる証明を受けており、当該監査証明に相当すると認められる証明に係る監査報告書に相当するもの（訳文を含む。）が当該財務書類に添付されています。
- c．管理会社の原文の財務書類は、ユーロで表示されています。日本文の財務書類には、主要な金額について円貨換算が併記されています。日本円による金額は、平成27年12月30日現在における株式会社三菱東京ＵＦＪ銀行の対顧客電信売買相場の仲値（１ユーロ＝131.77円）で換算されています。なお、千円未満の金額は四捨五入されています。

（１）【資産及び負債の状況】

エスエムティー・ファンド・サービシーズ（アイルランド）リミテッド

貸借対照表

2015年 9 月30日現在

	注記	2015年 9 月30日		2014年 9 月30日	
		(ユーロ)	(千円)	(ユーロ)	(千円)
固定資産					
有形固定資産	6	6,181,228	814,500	2,745,749	361,807
		6,181,228	814,500	2,745,749	361,807
流動資産					
債権	7	3,256,139	429,061	2,712,886	357,477
現金および預金	8	11,596,220	1,528,034	21,392,488	2,818,888
処分制限付現金 - エスクローとして保有		37,914	4,996	351,428	46,308
		14,890,273	1,962,091	24,456,802	3,222,673
債務： 1 年以内支払期限到来金額	9	(3,914,595)	(515,826)	(3,828,507)	(504,482)
正味流動資産		10,975,678	1,446,265	20,628,295	2,718,190
債務： 1 年後支払期限到来金額	10	-	-	(5,008,983)	(660,034)
純資産		17,156,906	2,260,766	18,365,061	2,419,964
資本金および準備金					
払込請求済株式資本	11	28,992,338	3,820,320	23,992,338	3,161,470
資本剰余金	12	4,050,000	533,669	4,050,000	533,669
損益勘定	13	(15,885,432)	(2,093,223)	(9,677,277)	(1,275,175)
株主持分	13	17,156,906	2,260,766	18,365,061	2,419,964

添付の注記は当貸借対照表の一部である。

取締役会を代表して署名。

田中博光

ピーター・キャラハン

2016年 1 月22日

取締役

取締役

（２）【損益の状況】

エスエムティー・ファンド・サービシーズ（アイルランド）リミテッド

損益計算書

2015年９月30日終了年度

	注記	2015年 9 月30日		2014年 9 月30日	
		(ユーロ)	(千円)	(ユーロ)	(千円)
取引高		15,850,091	2,088,566	13,037,645	1,717,970
管理事務費	3	(22,080,879)	(2,909,597)	(19,727,942)	(2,599,551)
利息および税金加減前経常損失		(6,230,788)	(821,031)	(6,690,297)	(881,580)
受取利息		22,832	3,009	31,793	4,189
税引前経常損失	4	(6,207,956)	(818,022)	(6,658,504)	(877,391)
経常活動に係る税金	5	(199)	(26)	880	116
当期損失		(6,208,155)	(818,049)	(6,657,624)	(877,275)

当社には、当期損失以外に計上すべき損益はなかった。

すべての損益は、継続営業から生じている。

添付の注記は当損益計算書の一部である。

取締役会を代表して署名。

田中博光

ピーター・キャラハン

2016年 1 月22日

取締役

取締役

エスエムティー・ファンド・サービスズ（アイルランド）リミテッド

注記

（2015年9月30日終了年度の財務書類の一部を形成する。）

1 会計方針

当社が採用している主要な会計方針は、以下のとおりである。

作成の基準

財務書類は、取得原価主義に従って作成されており、アイルランド勅許会計士協会が公表した、会計基準審議会の財務報告基準に準拠している。

財務書類の作成は、方針の採用ならびに資産・負債、収益および費用の報告金額に影響を及ぼす判断、見積および仮定を行うことを経営陣に要求する。見積および関連する仮定は、歴史的経験ならびに状況に応じて合理的であると確信される多様なその他の要素に基づいており、その結果、その他の原因から容易に明白ではない資産・負債の簿価について判断を行う基準を形成する。実際の結果は、見積額とは異なる。

見積および対象となる仮定は、継続ベースで再検討される。会計上の見積の改訂は、改訂が当該期間にのみ影響を及ぼす場合は見積が見直される期間に認識されるか、または改訂が当期および将来の期間の両方に影響を及ぼす場合は改訂の期間と将来期間に認識される。

受取利息

受取利息は、発生主義で損益計算書に計上される。

取引高および管理事務費

取引高は、管理事務および管理運用業務による受取報酬から構成されており、発生基準で会計処理される。費用は、発生基準で会計処理される。取引高および管理事務費は、グループ会社であるその他のサービス・プロバイダーまたはその他の非グループ・サービス・プロバイダーが稼得したそれらプロバイダーに支払われた金額を除いて表示されている。

外貨

財務書類は、当社の機能通貨および表示通貨である、ユーロ（€）で表示されている。

外貨建の貨幣資産および負債は、貸借対照表日における実勢為替レートを用いて換算される。外貨建取引は、当該取引日における実勢為替レートに近似するレートで換算される。

株式資本は、その発行日の実勢為替レートで換算される。

通貨換算から生じる損益ならびに外貨建未収金および未払金の清算で生じる損益は、損益計算書に計上される。

現金および預金

現金および預金は、手許現金および要求払い預け金から成る。

処分制限付現金 - エスクローとして保有

エスクローとして保有される金額は、2015年12月31日までの賃借料支払に関連する。ダブリンの不動産に関する賃貸契約は期末後に再交渉され、エスクロー勘定は決済されたため本勘定に関する要件は存在しない。

税制

法人税は、現行の料率で課税対象利益に対して課される。

財務報告基準第19号「繰延税金」に従って、会計基準が他に要求する場合の他、貸借対照表日付で実現していないが発生していることにより生じる時間による差額の全額は割引されることなく全て課税の対象となる。繰延税金残高は、実現時に適用されるであろう税率で引当計上される。

繰延税金資産は、還付されないと見込まれる場合に記帳される。繰延税金資産の回収可能性は、取締役によって毎年査定される。

有形固定資産

有形固定資産は、減価償却後の原価で表示される。減価償却費は、見積耐用年数にわたり資産の原価に対し定額法で請求される。

什器・備品	5年
ソフトウェア	3年
メインフレーム機器	3年
パーソナル・コンピュータ	2年
コンピューター端末	3年
ファンド管理事務システム	3年

資産価値は厳密に測定されて、必要な場合に減損引当金を設定される。事業の過程で資産は、使用されるまで減価償却されない。

従業員手当

当社は、従業員のために確定拠出年金制度を運営している。確定拠出年金制度への拠出金に関する債務は、発生時に損益計算書上の費用として認識される。

簿外金融商品

先渡契約のような簿外項目は、非ユーロ建て収入の先物における外為リスクをヘッジするために専ら利用される。ヘッジ取引から生じる損益は、キャッシュ・フローが実現される時点で対象取引に従って認識される。

資本剰余金

無利息であり、当社の裁量で弁済可能な、当社の親会社から以前に受領した405万ユーロの劣後ローンは、契約条件が見直され、また、当該金額が当社の意思においてのみ払い戻され、当社の親会社は当該金額の払戻しを要求しない旨の確認を2013年度中に親会社から得た後に、2013年度中に資本金として再分類された。

2 所有および営業活動

当社は、各種ファンドに対する管理事務および管理運用業務の提供に従事しており、アイルランド共和国で設立された法人であるスミトモ・ミツイ・トラスト（アイルランド）リミテッドの完全所有子会社である。最終的親会社は、日本で設立された法人である三井住友トラスト・ホールディングス株式会社である。

三井住友信託銀行株式会社は、当社の事業発展を直接支援している。2015年2月25日に、当社は、親会社であるスミトモ・ミツイ・トラスト（アイルランド）リミテッドから500万ユーロの投資金を受領し、1ユーロの普通株式500万株の新しい株式資本を発行した。

当社は、サービスを提供するために多数の者と契約を締結している。これらの契約に従って、当社は合意した報酬を得て管理事務サービスを提供することを引き受けている。

3 管理事務費

	2015年9月30日 ユーロ	2014年9月30日 ユーロ
人件費	14,760,535	14,005,495
その他の管理事務費	7,320,344	5,722,447
	<u>22,080,879</u>	<u>19,727,942</u>

人件費は以下から構成される。

	2015年9月30日 ユーロ	2014年9月30日 ユーロ
賃金給料	11,031,163	9,799,960
社会福祉費	1,197,901	1,117,890
年金費用	806,648	750,208
その他の費用	1,724,823	2,337,437
	<u>14,760,535</u>	<u>14,005,495</u>

当期中に当社が採用した従業員（取締役を含む）の平均人数は、208人であった（2014年9月：191人）。当社は、期中エスエムティー・トラスティー（アイルランド）リミテッド（「SMTTIL」）と事務設備の使用を共有した。関連費用は、サービス内容合意書に明記されているとおり、合意した基準で割当てられ再請求された。

4 税引前経常損失

税引前経常損失は、以下を控除後に算定されている。

	2015年9月30日 ユーロ	2014年9月30日 ユーロ
取締役報酬：		
報酬	134,630	-
その他の報酬	1,133,807	1,191,973
確定拠出型年金制度	25,363	27,462
退職金は3名の取締役に発生している。		
監査人報酬		
監査	23,000	23,000
税務顧問業務	5,700	9,517
その他の保証業務	91,700	86,160
減価償却費	380,459	229,691
オペレーティング・リース賃借料：		
土地・建物	837,848	666,205
その他の資産	58,642	55,360

5 経常活動に係る税金

(a) 当期課税金の内訳

	2015年 9 月30日 ユーロ	2014年 9 月30日 ユーロ
現行税		
アイルランド法人税	-	-
健康保険料に係る所得税	-	-
前年度の不足 / (過剰) 引当金	-	-
繰延税金	199	(880)
課税金合計	<u>199</u>	<u>(880)</u>

(b) 現行税の調整

	2015年 9 月30日 ユーロ	2014年 9 月30日 ユーロ
税引前経常損失	<u>(6,207,956)</u>	<u>(6,658,504)</u>
12.5%の標準税率に基づく法人税（2014年9月：12.5%）	(775,995)	(832,313)
資本引当金を超えない / (超える) 減価償却費	6,217	(20,537)
控除できない費用を超える控除可能費用の不足	881	2,057
高税率から生じる差額	1,941	2,866
返還グループ軽減額	54,933	18,883
繰越欠損金	712,023	829,044
現行法人税	<u>-</u>	<u>-</u>
健康保険料に係る所得税	<u>62,253</u>	<u>71,083</u>

健康保険料に係る所得税は、上記の注記3におけるその他の費用に含まれている。

6 有形固定資産

2015年 9 月30日現在

	什器・備品 ユーロ	ソフトウェア ユーロ	コンピュータ機器 ユーロ	合計 ユーロ
原価				
2014年 9 月30日現在	1,667,591	5,558,650	2,438,587	9,664,828
期中付加	39,084	3,341,340	435,514	3,815,938
期中除却	-	-	-	-
2015年 9 月30日現在	<u>1,706,675</u>	<u>8,899,990</u>	<u>2,874,101</u>	<u>13,480,766</u>
減価償却費				
2014年 9 月30日現在	1,596,107	3,546,223	1,776,749	6,919,079
期中償却額	25,063	103,543	251,853	380,459
期中除却	-	-	-	-
2015年 9 月30日現在	<u>1,621,170</u>	<u>3,649,766</u>	<u>2,028,602</u>	<u>7,299,538</u>
2015年 9 月30日現在正味簿価	<u>85,505</u>	<u>5,250,224</u>	<u>845,499</u>	<u>6,181,228</u>

2014年9月30日現在

	什器・備品 ユーロ	ソフトウェア ユーロ	コンピュータ機器 ユーロ	合計 ユーロ
原価				
2013年9月30日現在	1,650,589	3,537,223	1,736,488	6,924,300
期中付加	17,002	2,021,427	702,099	2,740,528
期中除却	-	-	-	-
2014年9月30日現在	1,667,591	5,558,650	2,438,587	9,664,828
減価償却費				
2013年9月30日現在	1,574,375	3,452,595	1,662,418	6,689,388
期中償却額	21,732	93,628	114,331	229,691
期中除却	-	-	-	-
2014年9月30日現在	1,596,107	3,546,223	1,776,749	6,919,079
2014年9月30日現在正味簿価	71,484	2,012,427	661,838	2,745,749

7 債権：1年以内に期限到来の金額

	2015年9月30日 ユーロ	2014年9月30日 ユーロ
報酬未収金	1,723,808	1,591,429
前払金および未収収益	1,376,157	1,030,472
その他の債権	150,300	84,912
繰延税金	5,874	6,073
	3,256,139	2,712,886

さらに、当社には2,959,142ユーロの未計上の繰延税金資産がある（2014年9月：2,302,501ユーロ）。回収の時期の不確実性の水準ゆえに、当該繰延税金資産は計上されていない。

8 現金および預金

	2015年9月30日 ユーロ	2014年9月30日 ユーロ
現金および預金	11,596,220	21,392,488
	11,596,220	21,392,488

9 債務：1年以内に支払期限到来の金額

	2015年9月30日 ユーロ	2014年9月30日 ユーロ
未払費用	1,482,273	1,095,172
法人税	-	-
買掛金	1,032,566	322,747
親会社に対する債務	821,593	821,593
関連会社に対する債務	578,163	1,588,995
	3,914,595	3,828,507

未払費用には、289,068ユーロの源泉課税（PAYE）（2014年：279,458ユーロ）、170,250ユーロの賃金関連社会保険料（PRSI）（2014年：159,671ユーロ）および74,419ユーロのその他の税金（2014年：69,960ユーロ）に関連する債務が含まれている。

親会社に対する債務は、無担保かつ無利子である。関連会社に対する債務には、業務契約に概要されているように業務に関した残高が含まれている。当該残高は、無担保かつ無利子である。

10 債務：1年後に支払期限到来の金額

	2015年9月30日 ユーロ	2014年9月30日 ユーロ
--	-------------------	-------------------

劣後ローン（元本500万ユーロ）

-	5,008,983
-	5,008,983

2015年2月24日に、劣後ローンは親会社であるスミトモ・ミツイ・トラスト（アイルランド）リミテッドへ全額返済された。

500万ユーロの劣後ローンが、2013年2月26日に親会社によって発行された。当該金額には確定した満期はなく、半期毎に利息の支払があった。

11 払込請求済株式資本

	2015年9月30日 ユーロ	2014年9月30日 ユーロ
授權資本：		
額面1英ポンドの普通株式400,000株		
額面1ユーロの普通株式50,000,000株		
割当済、請求済かつ全額払込済：		
額面1英ポンドの普通株式400,000株	492,338	492,338
額面1ユーロの普通株式28,500,000株	28,500,000	23,500,000
	28,992,338	23,992,338

2015年2月25日に、当社は、親会社であるスミトモ・ミツイ・トラスト（アイルランド）リミテッドから500万ユーロの投資金を受領し、1ユーロの株式500万株の新しい株式資本を発行した。

12 資本剰余金

	2015年9月30日 ユーロ	2014年9月30日 ユーロ
資本剰余金	4,050,000	4,050,000
	4,050,000	4,050,000

劣後ローン契約の条件に従って当社が無利息の貸付金として現在までに受領した総額405万ユーロに関連して、取締役は、スミトモ・ミツイ・トラスト（アイルランド）リミテッド（「親会社」）によって2013年9月に行われた、親会社は貸付金の弁済を請求せず、また貸付金が当社の意思においてのみ払い戻されることとする決議を通知した。したがって、これらの金額は、弁済されず、無利息であり、その他の経済的義務を負わないと現在確認されているため、取引の主要な性質をより反映させるために、貸借対照表の長期負債から資本金へ再分類された。

13 株主持分および損益勘定の変動の調整

	2015年 9 月30日 ユーロ	2014年 9 月30日 ユーロ
期首株主持分	18,365,061	1,522,685
当期損失	(6,208,155)	(6,657,624)
発行済株式資本	5,000,000	23,500,000
期末株主持分	<u>17,156,906</u>	<u>18,365,061</u>
	2015年 9 月30日 ユーロ	2014年 9 月30日 ユーロ
期首損益勘定	(9,677,277)	(3,019,653)
当期損失	(6,208,155)	(6,657,624)
期末損益勘定	<u>(15,885,432)</u>	<u>(9,677,277)</u>

14 契約債務

取消不能オペレーティング・リース契約に基づく年間手数料は、以下のとおりである。

	2015年 9 月30日		2014年 9 月30日	
	土地・建物 ユーロ	その他 ユーロ	土地・建物 ユーロ	その他 ユーロ
オペレーティング・リース：				
1年以内に満期	44,000	27,680	-	-
2年～5年で満期	180,150	35,499	-	83,040
5年超に満期	666,205	-	666,205	-
	<u>890,355</u>	<u>63,179</u>	<u>666,205</u>	<u>83,040</u>

契約に基づき、当社はエスエムティー・トラスティ（アイルランド）リミテッドに対し業務代行および一般管理サービスを提供または獲得することを引受けている。引き換えに、当社は提供されたサービスに関して報酬が支払われることに同意している。

15 年金費用

	2015年 9 月30日 ユーロ	2014年 9 月30日 ユーロ
当期年金費用	<u>806,648</u>	<u>750,208</u>
期末現在未払年金費用	<u>46,990</u>	<u>48,580</u>

当社は、取締役および従業員のために、確定拠出型年金制度を運営している。

16 利害関係者

当社は、グループの財務書類に連結しない他のグループ会社との取引を開示しないという財務報告基準第8号「利害関係者の開示」に従って免除規定を享受している。

17 キャッシュ・フロー計算書

取締役は、親会社である三井住友トラスト・ホールディングス株式会社の公けに入手可能な財務書類に当社の実績が連結されているので、キャッシュ・フロー計算書を作成しないという財務報告基準第1号（1996年改訂済）に含まれる免除規定を享受している。

18 最終的親会社

当社の直接的親会社は、スミトモ・ミツイ・トラスト（アイルランド）リミテッドである。当社の最終的親会社は、日本で設立された法人である三井住友トラスト・ホールディングス株式会社である。財務書類が連結される最大グループは、三井住友トラスト・ホールディングス株式会社が筆頭となっている。三井住友トラスト・ホールディングス株式会社の財務書類の写しは、公けに入手可能であり、〒100 - 8233日本国東京都千代田区丸の内 1 丁目 4 - 1 から入手できる。

当社の実績が連結される最小グループは、スミトモ・ミツイ・トラスト（アイルランド）リミテッドが筆頭となっている。スミトモ・ミツイ・トラスト（アイルランド）リミテッドの財務書類の写しは、公けに入手可能であり、アイルランド、ダブリン 2、ハーコート・ロード、ハーコート・センター、ブロック 5 から入手できる。

19 後発事象

取締役に変更があった。

当社に影響を及ぼすその他の後発事象はなかった。

20 先渡為替契約

以下の先渡為替契約が、2015年 9 月30日現在未決済であった。

売却：米ドル	購入：ユーロ	未実現（損）益
\$ 1,400,000	€1,220,057	(€34,147)
売却：日本円		
¥ 230,000,000	€1,686,070	(€34,365)
売却：豪ドル		
\$ 175,000	€114,724	€4,628
売却：英ポンド		
£1,650,000	€2,207,843	(€31,230)
		(€95,114)

これらのヘッジは、2015年12月 1 日から2016年 9 月30日までの期間にわたり四半期毎に決済される。

先渡為替契約に係る未実現損益は、それらが将来の収益の流れに関わるので財務書類に計上されていない。

当社の会計方針に従って、ヘッジ取引から生じる損益は、対象取引のキャッシュ・フローが実現される時点で対象取引に従って認識される。

以下の先渡為替契約が、2014年 9 月30日現在未決済であった。

売却：米ドル	購入：ユーロ	未実現（損）益
\$ 1,380,000	€1,017,710	(€74,712)
売却：日本円		
¥ 145,000,000	€1,028,106	(€18,281)
売却：豪ドル		
\$ 240,000	€155,812	(€10,436)
売却：英ポンド		
£1,450,000	€1,758,965	(€101,834)
		(€205,263)

21 2014年アイルランド会社法による保証

2014年アイルランド会社法の第357条第 1 項（b）に従って、アイルランドに登録されている会社は、個別の財務書類を提出することを免除される。ただし、その負債が、欧州連合のメンバー国の登録会社であることが要求されている親会社によって取消不能で保証されている場合である。親会社は、そのグループ会社の財務書類の中に子会社の実績を加えなければならない。当社の実績は、直接的親会社の実績に連結されており、スミトモ・ミツイ・トラスト（アイルランド）リミテッドは、法の第357条に準拠して、2015年 9 月30日現在の当社の負債を取消不能で保証することに同意している。

22 財務書類の承認

当財務書類は、2016年 1 月22日に取締役会によって承認された。

[次へ](#)

SMT Fund Services (Ireland) Limited

Balance sheet
at 30 September 2015

	Note	30 September 2015 €	30 September 2014 €
Fixed assets			
Tangible fixed assets	6	6,181,228	2,745,749
		<u>6,181,228</u>	<u>2,745,749</u>
Current assets			
Debtors	7	3,256,139	2,712,886
Cash at bank and in hand	8	11,596,220	21,392,488
Restricted cash - held in escrow		37,914	351,428
		<u>14,890,273</u>	<u>24,456,802</u>
Creditors: amounts falling due within one year	9	(3,914,595)	(3,828,507)
Net current assets		<u>10,975,678</u>	<u>20,628,295</u>
Creditors: amounts falling due after one year	10	-	(5,008,983)
Net assets		<u><u>17,156,906</u></u>	<u><u>18,365,061</u></u>
Capital and reserves			
Called up share capital	11	28,992,338	23,992,338
Additional paid in capital	12	4,050,000	4,050,000
Profit and loss account	13	(15,885,432)	(9,677,277)
Equity shareholder's funds	13	<u><u>17,156,906</u></u>	<u><u>18,365,061</u></u>

The accompanying notes form an integral part of this balance sheet.

On behalf of the board

Director

Hiromitsu Tanaka

Director

Peter Callaghan

22 January 2016

SMT Fund Services (Ireland) Limited

Profit and loss account

For the year ended 30 September 2015

	Note	30 September 2015 €	30 September 2014 €
Turnover		15,850,091	13,037,645
Administrative expenses	3	(22,080,879)	(19,727,942)
Loss on ordinary activities before interest and taxation		(6,230,788)	(6,690,297)
Interest income		22,832	31,793
Loss on ordinary activities before taxation	4	(6,207,956)	(6,658,504)
Taxation on ordinary activities	5	(199)	880
Loss for the year		(6,208,155)	(6,657,624)

The Company had no recognised gains or losses other than the loss for the year.

All results have been generated by continuing operations.

The accompanying notes form an integral part of this profit and loss account.

On behalf of the board

Director

Hiromitsu Tanaka

Director

Peter Callaghan

22 January 2016

SMT Fund Services (Ireland) Limited

Notes

Forming part of the financial statements for the year ended 30 September 2015

1 Accounting Policies

The principal accounting policies adopted by the Company are as follows:

Basis of Preparation

The financial statements are prepared under the historical cost convention and comply with financial reporting standards of the Accounting Standards Board, as promulgated by The Institute of Chartered Accountants in Ireland.

The preparation of the financial statements requires management to make judgements, estimates and assumptions that affect the application of policies and the reported amounts of assets and liabilities, income and expense. The estimates and associated assumptions are based on historical experience and various other factors that are believed to be reasonable under the circumstances, the results of which form the basis of making the judgements about the carrying values of assets and liabilities that are not readily apparent from other sources. Actual results may differ from these estimates.

The estimates and underlying assumptions are reviewed on an ongoing basis. Revisions to accounting estimates are recognised in the periods in which the estimate is revised if the revision affects only that period, or in the period of the revision and future periods if the revision affects both current and future periods.

Interest income

Interest income is recognised in the profit and loss account on an accruals basis.

Turnover and Administration Expenses

Turnover comprises fee income from administration and management services, which is accounted for on an accruals basis. Expenses are accounted for on an accruals basis. Turnover and administration expenses are shown exclusive of amounts earned by and paid to other service providers be they group companies or other non-group service providers.

Foreign Currencies

The financial statements are expressed in Euro (€), which is the functional and presentation currency of the Company.

Monetary assets and liabilities denominated in foreign currencies are translated using the exchange rates prevailing at the balance sheet date. Transactions denominated in foreign currencies are translated at rates which approximate the rates prevailing at the dates of the transactions.

Share capital is translated at the exchange rate prevailing at the date of its issue.

Profits and losses arising from currency translation and on settlement of amounts receivable and payable in foreign currencies are dealt with in the profit and loss account.

Cash at bank and in hand

Cash at bank and in hand comprise cash in hand, and deposits repayable on demand.

Restricted cash - held in Escrow

The amount held in escrow relates to rent payments up until 31 December 2015. The rental agreements for the Dublin property were renegotiated subsequent to the year-end and the requirement for the escrow account no longer exists so it has been closed.

Taxation

Corporation tax is provided on taxable profits at current attributable rates.

In accordance with FRS 19 'Deferred Tax', except where otherwise required by accounting standards, full provision without discounting is made for all timing differences which have arisen but not reversed at the balance sheet date. Deferred tax balances are provided at rates of taxation expected to prevail at the time of reversal.

A deferred tax asset is recorded where it is more likely than not to be recoverable. The recoverability of deferred tax assets is assessed annually by the directors.

Tangible fixed assets

Tangible fixed assets are stated at cost less depreciation. Depreciation is charged in equal instalments on the cost of assets over their expected useful lives.

Furniture and equipment	5 years
Software	3 years
Mainframe Equipment	3 years
Personal Computers	2 years
Computer Terminals	3 years
Fund administration system	3 years

Asset values are closely monitored and are subject to provisions for impairment where necessary. Assets in the course of development are not depreciated until they are brought into use.

Employee benefits

The Company operates a defined contribution pension scheme for employees. Obligations for contributions to defined contribution pension plans are recognised as an expense in the profit and loss account when they are due.

Off balance sheet financial instruments

Off-balance sheet items such as forward contracts are used entirely for hedging fx risk on future non euro denominated revenue. Gains and losses arising from hedging transactions are recognised in accordance with the underlying transactions when the cash flows are realised.

Additional paid in capital

Subordinated Loans of €4.05 million previously received from the company's parent, that are non-interest bearing and repayable at the company's discretion, were reclassified as capital during 2013, after a review of their terms and conditions, and the receipt during 2013 of confirmation from the company's parent and that these amounts are repayable solely at the volition of the company and that the company's parent will not demand repayment of these amounts.

2 Ownership and operations

The Company, which is engaged in the provision of administration and management services to various funds, is a wholly owned subsidiary of Sumitomo Mitsui Trust (Ireland) Limited, a company incorporated in the Republic of Ireland. The ultimate parent company is Sumitomo Mitsui Trust Holdings Inc. a company incorporated in Japan.

Sumitomo Mitsui Trust Bank Limited is directly supporting the business development of the company. On 25 February 2015, the Company issued new share capital of 5 million €1 ordinary shares, upon the receipt of an investment of €5 million from its parent company Sumitomo Mitsui Trust (Ireland) Limited.

The Company has entered into agreements with various entities to which it provides services. Under these agreements, the Company has undertaken to provide administration services for an agreed fee.

3 Administrative expenses

	30 September 2015 €	30 September 2014 €
Staff costs	14,760,535	14,005,495
Other administrative expenses	7,320,344	5,722,447
	<u>22,080,879</u>	<u>19,727,942</u>
	30 September 2015 €	30 September 2014 €
Staff cost comprise:		
Wages and salaries	11,031,163	9,799,960
Social welfare costs	1,197,901	1,117,890
Pension costs	806,648	750,208
Other costs	1,724,823	2,337,437
	<u>14,760,535</u>	<u>14,005,495</u>

The average number of persons employed by the Company (including directors) during the year was 208 (September 2014: 191). The Company shared the use of facilities with SMT Trustees (Ireland) Limited ("SMTTIL") during the period. The related costs were allocated and recharged on an agreed basis, as set out in service level agreements.

4 Loss on ordinary activities before taxation

The loss on ordinary activities before taxation has been determined after charging the following:

	30 September 2015 €	30 September 2014 €
Directors' remuneration:		
Fees	134,630	-
Other remuneration	1,133,807	1,191,973
Defined pension contribution scheme	25,363	27,462
Retirement benefits are accruing for 3 directors.		
Auditor's remuneration:		
Audit	23,000	23,000
Tax advisory services	5,700	9,517
Other assurance services	91,700	86,160
Depreciation	380,459	229,691
Operating lease rentals:		
Land & buildings	837,848	666,205
Other assets	58,642	55,360

5 Taxation on ordinary activities

(a) Analysis of charge in year

	30 September 2015 €	30 September 2014 €
Current tax		
Irish corporation tax	-	-
Income tax on health insurance premiums	-	-
Under /(over) provision in prior year	-	-
Deferred tax	199	(880)
Total tax charge	199	(880)

(b) Current tax reconciliation

	30 September 2015 €	30 September 2014 €
Loss on ordinary activities before taxation	(6,207,956)	(6,658,504)
Corporation tax based on standard rate at 12.5% (September 2014: 12.5%)	(775,995)	(832,313)
Deficiency / (Excess) of depreciation over capital allowances	6,217	(20,537)
Deficiency of deductible over non-deductible expenses	881	2,057
Differences arising from tax at the higher rate	1,941	2,866
Group relief surrendered	54,933	18,883
Losses carried forward	712,023	829,044
Current corporation tax charge	-	-
Income tax on health insurance premiums	62,253	71,083

The Income tax on health insurance premiums is included in other costs as per note 3 above.

6 Tangible Fixed Assets
As at 30 September 2015

	Furniture & Equipment €	Software €	Computer Equipment €	Total €
Cost				
At 30 September 2014	1,667,591	5,558,650	2,438,587	9,664,828
Additions during year	39,084	3,341,340	435,514	3,815,938
Disposals during year	-	-	-	-
At 30 September 2015	1,706,675	8,899,990	2,874,101	13,480,766
Depreciation				
At 30 September 2014	1,596,107	3,546,223	1,776,749	6,919,079
Depreciation for year	25,063	103,543	251,853	380,459
Disposals during year	-	-	-	-
At 30 September 2015	1,621,170	3,649,766	2,028,602	7,299,538
Net book value at 30 September 2015	85,505	5,250,224	845,499	6,181,228

As at 30 September 2014

	Furniture & Equipment €	Software €	Computer Equipment €	Total €
Cost				
At 30 September 2013	1,650,589	3,537,223	1,736,488	6,924,300
Additions during year	17,002	2,021,427	702,099	2,740,528
Disposals during year	-	-	-	-
At 30 September 2014	1,667,591	5,558,650	2,438,587	9,664,828
Depreciation				
At 30 September 2013	1,574,375	3,452,595	1,662,418	6,689,388
Depreciation for year	21,732	93,628	114,331	229,691
Disposals during year	-	-	-	-
At 30 September 2014	1,596,107	3,546,223	1,776,749	6,919,079
Net book value at 30 September 2014	71,484	2,012,427	661,838	2,745,749

7 Debtors: amounts falling due within one year

	30 September 2015 €	30 September 2014 €
Fee debtors	1,723,808	1,591,429
Prepayments and accrued income	1,376,157	1,030,472
Other debtors	150,300	84,912
Deferred tax	5,874	6,073
	<u>3,256,139</u>	<u>2,712,886</u>

In addition, the Company has a further unrecognised deferred tax asset of €2,959,142 (September 2014: €2,302,501). This has not been recognised due to the level of uncertainty over the timing of its recovery.

8 Cash at bank and in hand

	30 September 2015 €	30 September 2014 €
Cash at bank and in hand	11,596,220	21,392,448
	<u>11,596,220</u>	<u>21,392,488</u>

9 Creditors: amounts falling due within one year

	30 September 2015 €	30 September 2014 €
Accruals	1,482,273	1,095,172
Corporation tax	-	-
Trade creditors	1,032,566	322,747
Amount owed to parent	821,593	821,593
Amount owed to related companies	578,163	1,588,995
	<u>3,914,595</u>	<u>3,828,507</u>

Accruals include creditors in relation to PAYE of €289,068 (2014: €279,458), PRSI of €170,250 (2014: €159,671) and other taxes of €74,419 (2014: €69,960).

The amount owed to the parent company is unsecured and interest free. The amount owed to the related companies includes a balance relating to services as outlined in the services agreement. The balance is unsecured and interest free.

10 Creditors: amounts falling due after one year

	30 September 2015 €	30 September 2014 €
Subordinated Loan - (Principal €5 Million)	-	5,008,983
	<u>-</u>	<u>5,008,983</u>

On the 24 February 2015, the subordinated loan was fully repaid to the parent company, Sumitomo Mitsui Trust (Ireland) Limited.

The subordinated loan of €5,000,000 was issued by the parent company on 26 February 2013. The amount had no fixed maturity and had semi-annual interest payments.

11 Called up share capital

	30 September 2015 €	30 September 2014 €
Authorised		
400,000 ordinary shares of GBP £1 each		
50,000,000 ordinary shares of EUR €1 each		
Allotted, called up and fully paid		
400,000 ordinary shares of GBP £1 each	492,338	492,338
28,500,000 ordinary shares of EUR €1 each	28,500,000	23,500,000
	<u>28,992,338</u>	<u>23,992,338</u>

On 25 February 2015, the Company issued new share capital of 5 million €1 shares, upon the receipt of an investment of €5 million from its parent company Sumitomo Mitsui Trust (Ireland) Limited.

12 Additional paid in capital

	30 September 2015 €	30 September 2014 €
Additional paid in capital	4,050,000	4,050,000
	<u>4,050,000</u>	<u>4,050,000</u>

In connection with €4.05 million of the total amounts received to date by the company under the terms of the subordinated loan arrangements for the non-interest bearing loans, the Directors noted the resolution made in September 2013 by Sumitomo Mitsui Trust (Ireland) Limited (the "Parent Company") that they would not demand repayment of the loans and that they are repayable solely at the volition of the company. Accordingly, as these amounts have now been confirmed as non repayable and do not bear interest or carry any other economic obligation they were re-classified on the balance sheet from long-term liabilities to capital, in order to better reflect the capital nature of the transactions.

13 Reconciliation of movement in shareholder's funds and profit and loss account

	30 September 2015 €	30 September 2014 €
Shareholder's funds at beginning of year	18,365,061	1,522,685
Loss for the financial year	(6,208,155)	(6,657,624)
Issued Share Capital	5,000,000	23,500,000
Shareholder's funds at end of year	<u>17,156,906</u>	<u>18,365,061</u>
	30 September 2015 €	30 September 2014 €
Profit and loss account at beginning of year	(9,677,277)	(3,019,653)
Loss for the financial year	(6,208,155)	(6,657,624)
Profit and loss account at end of year	<u>(15,885,432)</u>	<u>(9,677,277)</u>

14 Commitments

Annual commitments under non-cancellable operating leases are as follows:

	30 September 2015		30 September 2014	
	Land and buildings €	Other €	Land and buildings €	Other €
Operating leases which expire:				
Within one year	44,000	27,680	-	-
In the second to fifth years inclusive	180,150	35,499	-	83,040
Over five years	666,205	-	666,205	-
	<u>890,355</u>	<u>63,179</u>	<u>666,205</u>	<u>83,040</u>

Under an agreement, the Company has undertaken to provide or procure company secretarial and general administration and support service to SMT Trustees (Ireland) Limited. In return, the Company has agreed that a fee will be paid for the services provided.

15 Pension costs

	30 September 2015 €	30 September 2014 €
Pensions charge for year	<u>806,648</u>	<u>750,208</u>
Pension charge payable at end of year	<u>46,990</u>	<u>48,580</u>

The Company operates a defined contribution pension scheme for its directors and employees.

16 Related parties

The Company is availing of the exemptions under Financial Reporting Standard No. 8 'Related Party Disclosures' to not disclose transactions with other group undertakings which would be eliminated on consolidation in the financial statements of the group.

17 Cash flow statement

The directors have availed of the exemption contained in Financial Reporting Standard No. 1 (Revised 1996) not to prepare a cash flow statement as the company's results are consolidated in the financial statements of its parent, Sumitomo Mitsui Trust Holdings Inc., which are publicly available.

18 Ultimate parent company

The Company's immediate parent undertaking is Sumitomo Mitsui Trust (Ireland) Limited. The Company's ultimate parent undertaking is Sumitomo Mitsui Trust Holdings Inc., a company incorporated in Japan. The largest group in which the financial statements are consolidated is that headed by Sumitomo Mitsui Trust Holdings Inc. Copies of the financial statements of Sumitomo Mitsui Trust Holdings Inc. are available to the public and may be obtained from 1-4-1 Marunouchi, Chiyoda-ku, Tokyo 100-8233, Japan.

The smallest group in which the results of the company are consolidated is that headed by Sumitomo Mitsui Trust (Ireland) Limited. Copies of the financial statements of Sumitomo Mitsui Trust (Ireland) Limited are available to the public and may be obtained from Block 5, Harcourt Centre, Harcourt Road, Dublin 2, Ireland.

19 Post balance sheet events

There was a change in Directorships which is noted on page 1.

There were no other significant post balance sheet events affecting the company.

20 Forward foreign currency contracts

The following forward foreign currency contracts were open as at 30 September 2015.

	Buy Euro	Unrealised Gain / (Loss)
Sell US Dollar		
\$ 1,400,000	€ 1,220,057	(€ 34,147)
Sell Japanese Yen		
/ 230,000,000	€ 1,686,070	(€ 34,365)
Sell Australian Dollar		
\$ 175,000	€ 114,724	4,628
Sell British Pounds		
£ 1,650,000	€ 2,207,843	(€ 31,230)
		(€ 95,114)

These hedges will settle quarterly over the period 1 December 2015 to 30 September 2016.

Unrealised gains and losses on these forward foreign currency contracts have not been recognised in the financial statements as they relate to future income streams.

In accordance with the Company's accounting policies, gains and losses arising from hedging transactions are recognised in accordance with the underlying transactions when the cash flows of the underlying transactions are realised.

The following forward foreign currency contracts were open as at 30 September 2014.

	Buy Euro	Unrealised Gain / (Loss)
Sell US Dollar		
\$ 1,380,000	€ 1,017,710	(€ 74,712)
Sell Japanese Yen		
/ 145,000,000	€ 1,028,106	(€ 18,281)
Sell Australian Dollar		
\$ 240,000	€ 155,812	(€ 10,436)
Sell British Pounds		
£ 1,450,000	€ 1,758,965	(€ 101,834)
		(€ 205,263)

21 Guarantee under Irish Companies Act, 2014

Under Section 357 (1) (b) of the Irish Companies Act, 2014 companies registered in Ireland may be exempted from filing their individual accounts provided that their liabilities are irrevocably guaranteed by a Parent Company, which is required to be a registered Company of a Member State of the European Union. The Parent Company must incorporate the results of the subsidiaries into its Group accounts. The results of the Company have been consolidated into the results of the immediate Parent Company and Sumitomo Mitsui Trust (Ireland) Limited has agreed to irrevocably guarantee the liabilities of the Company as at 30 September 2015, in accordance with Section 357 of the Act.

22 Approval of the financial statements

The financial statements were approved by the board of directors on 22 January 2016.

独立監査人の報告書

エスエムティー・ファンド・サービスズ（アイルランド）リミテッドの株主各位

我々は、損益計算書、貸借対照表および関連注記から構成されている、2015年9月30日に終了した年度のエスエムティー・ファンド・サービスズ（アイルランド）リミテッド（「当社」）の財務書類（「財務書類」）について監査を行った。財務書類を作成する際に適用されている財務報告の枠組みは、アイルランドの法律ならびに財務報告協議会（FRC）が発行しかつアイルランド勅許会計士協会が公表した会計基準（アイルランドにおいて一般に認められている会計慣行）である。

我々の監査から生じる意見および結論

1 財務書類に対する我々の意見は、無限定意見である。

我々の意見では、財務書類は、

- ・ 2015年9月30日現在の当社の資産、負債および財務状況ならびに同日に終了した年度の当社の損失について、真実かつ公正な概観を与えるものであり、
- ・ アイルランドにおいて一般に認められている会計実務に従って適正に作成されており、かつ、
- ・ 2014年会社法の要件に準拠して適正に作成されている。

2 2014年会社法により報告することが要求されるその他の事項に対する我々の結論は、以下に記載される。

我々は、我々が監査のため必要と考える情報および説明をすべて入手した。

我々の意見では、当社の会計帳簿は、財務書類を容易かつ適切に監査するために十分に準備されており、財務書類は会計帳簿と一致する。

我々の意見では、取締役報告書における情報は財務書類と一致する。

3 我々が例外により報告することが要求される事項に関して報告することは何もない。

国際監査基準（連合王国およびアイルランド）に準拠して、監査の過程で我々が得た知識に基づき、当該知識または財務書類との重大な不一致および事実の重大な虚偽記載を含むか、それ以外で誤解を招く情報を年次報告書中に見つけた場合、我々は報告を義務付けられている。

さらに、2014年会社法に基づき、我々の意見において、同法第305条から第312条に規定された取締役報酬および取引の開示が行われていない場合、我々は報告を義務付けられている。

我々の報告の基礎、責任および使用制限

取締役の責任報告書により詳細に説明されているように、取締役は、財務書類を作成し、当該財務書類が真実かつ公正な概観を与え、そうでなければ2014年会社法に基づくようにする責任を負う。我々の責任は、アイルランドの法律および国際監査基準（連合王国およびアイルランド）に従って財務書類を監査し意見を表明することである。当該基準は、我々が財務報告協議会（FRC）の監査人倫理基準を遵守することを要求している。

国際監査基準（連合王国およびアイルランド）に準拠して実施される監査には、欺罔または誤謬の如何にかかわらず、財務書類に重大な虚偽記載がないことの合理的な確信を得るに十分な財務書類中の金額および開示事項について監査証拠を入手することが含まれる。これには、会計方針が当社の状況に見合ったものであるか、一貫して適用されまた適切に開示されているか否か、ならびに取締役によって行われた重要な会計上の見積りの合理性および財務書類の全体的な表示の査定も含まれる。

さらに、我々は、監査済財務書類との重大な不一致を見極めるため、ならびに監査を遂行する過程で我々が得た知識に基づく明白かつ重大な不適切性または重大な不一致を見極めるために、年次報告書のすべての財務・非財務情報を精読する。我々は、明らかな重大な虚偽記載または不一致に気づいた場合には本書に述べることを検討する。

国際監査基準（連合王国およびアイルランド）に準拠して実施される監査は、重大な虚偽記載または脱漏を見極めることの合理的な保証を提供するよう構築されているが、保証はされていない。むしろ、監査人は、訂正されず看過される虚偽記載の総数が、財務書類全体として、重大である可能性を適切に低水準に抑えるために必要な試査の程度を決定するように監査を計画する。本試査により、我々は広範な資産、負債、収益および費用についての重要な監査業務の実施ならびに監査チームの最も経験豊かなメンバー、とりわけ監査に責任のある業務執行責任者のかなりの時間を監査および報告の主観的分野に充てることが要求される。

本書は、2014年会社法の第391条に準拠して、当社のメンバー全体のためにのみ作成されている。我々の監査業務は、我々が監査報告書で当社のメンバーに述べることを要求されている事項を、メンバーに対して表明するために行われ、それ以外の目的はない。法律により許容される限りにおいて、我々は、我々の監査業務に関して、本書に関して、または我々が形成した意見に関して、当社および当社のメンバー全体以外の誰に対しても責任を引き受けずまた負わないものとする。

ジョン・アハーン

2016年 1月22日

ケーピーエムジーを代表して署名

勅許会計士、法定監査法人

ダブリン 1、IFSC、ハーバーマスター・プレイス 1

[次へ](#)

INDEPENDENT AUDITOR'S REPORT TO THE MEMBERS OF SMT FUND SERVICES (IRELAND) LIMITED

We have audited the financial statements (" financial statements ") of SMT Fund Services (Ireland) Limited for the year ended 30 September 2015 which comprise the Profit and Loss Account, Balance Sheet and the related notes. The financial reporting framework that has been applied in their preparation is Irish law and accounting standards issued by the Financial Reporting Council and promulgated by the Institute of Chartered Accountants in Ireland (Generally Accepted Accounting Practice in Ireland).

Opinions and conclusions arising from our audit

1 Our opinion on the financial statements is unmodified

In our opinion the financial statements:

- give a true and fair view of the assets, liabilities and financial position of the Company as at 30 September 2015 and of its loss for the year then ended;
- have been properly prepared in accordance with Generally Accepted Accounting Practice in Ireland; and
- have been properly prepared in accordance with the requirements of the Companies Act 2014.

2 Our conclusions on other matters on which we are required to report by the Companies Act 2014 are set out below

We have obtained all the information and explanations which we consider necessary for the purposes of our audit.

In our opinion the accounting records of the Company were sufficient to permit the financial statements to be readily and properly audited and the financial statements are in agreement with the accounting records.

In our opinion the information given in the Directors' Report is consistent with the financial statements.

3 We have nothing to report in respect of matters on which we are required to report by exception

ISAs (UK & Ireland) require that we report to you if, based on the knowledge we acquired during our audit, we have identified information in the annual report that contains a material inconsistency with either that knowledge or the financial statements, a material misstatement of fact, or that is otherwise misleading.

In addition, the Companies Act 2014 requires us to report to you if, in our opinion, the disclosures of directors' remuneration and transactions required by sections 305 to 312 of the Act are not made.

Basis of our report, responsibilities and restrictions on use

As explained more fully in the Statement of Directors' Responsibilities set out on page 7, the directors are responsible for the preparation of the financial statements and for being satisfied that they give a true and fair view and otherwise comply with the Companies Act 2014. Our responsibility is to audit and express an opinion on the financial statements in accordance with Irish law and International Standards on Auditing (UK and Ireland). Those standards require us to comply with the Financial Reporting Council's Ethical Standards for Auditors.

An audit undertaken in accordance with ISAs (UK & Ireland) involves obtaining evidence about the amounts and disclosures in the financial statements sufficient to give reasonable assurance that the financial statements are free from material misstatement, whether caused by fraud or error. This includes an assessment of: whether the accounting policies are appropriate to the Company's circumstances and have been consistently applied and adequately disclosed; the reasonableness of significant accounting estimates made by the directors; and the overall presentation of the financial statements.

In addition, we read all the financial and non-financial information in the Annual Report to identify material inconsistencies with the audited financial statements and to identify any information that is apparently materially incorrect based on, or materially inconsistent with, the knowledge acquired by us in the course of performing the audit. If we become aware of any apparent material misstatements or inconsistencies we consider the implications for our report.

Whilst an audit conducted in accordance with ISAs (UK & Ireland) is designed to provide reasonable assurance of identifying material misstatements or omissions it is not guaranteed to do so. Rather the auditor plans the audit to determine the extent of testing needed to reduce to an appropriately low level the probability that the aggregate of uncorrected and undetected misstatements does not exceed materiality for the financial statements as a whole. This testing requires us to conduct significant audit work on a broad range of assets, liabilities, income and expense as well as devoting significant time of the most experienced members of the audit team, in particular the engagement partner responsible for the audit, to subjective areas of the accounting and reporting.

Our report is made solely to the Company's members, as a body, in accordance with section 391 of the Companies Act 2014. Our audit work has been undertaken so that we might state to the Company's members those matters we are required to state to them in an auditor's report and for no other purpose. To the fullest extent permitted by law, we do not accept or assume responsibility to anyone other than the company and the Company's members as a body, for our audit work, for this report, or for the opinions we have formed.

John Ahern
for and on behalf of KPMG
Chartered Accountants, Statutory Audit Firm
1 Harbourmaster Place
IFSC
Dublin 1

22 January 2016

（ ）上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は本書提出代理人が別途保管しています。